

明石市工事検査事務の手引

2023年4月

総務局財務室工事検査担当

は じ め に

工事検査課が平成5年度に発足して以来、工事主管課の皆様のご協力のもと、工事検査事務が滞りなく執り行われています。

工事検査の目的は、地方自治法に規定されているように「契約の履行の確保」であります。この規定を実務に反映させる為、工事検査課では「明石市工事検査規程」「明石市工事監督規程」など工事検査事務に必要な事項を定めております。さらに平成13年度より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、透明性の確保や適正な施工の確保など4つの基本原則が明示されました。これを受けて工事検査課では、平成16年度に「明石市工事検査規程」「明石市工事成績評定要領」を一部改正し、また新たに「明石市工事成績評定委員会」を設置するとともに事務手続規定として、「明石市工事成績評定点説明事務処理要綱」を制定しました。

今回、工事検査の適切かつ円滑な実施と工事検査技術の強化・向上を図ることを目的として、「工事検査事務の手引」を再編しました。

本書が公共工事に携わる皆さんの身近な手引書として、適切な事務処理に役立てば幸いです。

平成17年4月

明石市工事検査の手引きを改定するに当たり、平成24年3月以降「明石市契約規則」「明石市工事請負契約約款」「明石市工事成績評定要領」「明石市工事検査実施要領」が改正になっております。また、新たに「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を掲載しました。

平成26年4月

総務部工事検査課

明石市工事検査の手引きを改定するに当たり、平成26年4月以降「明石市契約規則」「明石市工事請負契約約款」「明石市工事検査規程」「明石市工事成績評定要領」が改正になっております。また、監督職員の能力向上、工事成績評定の精度向上及び検査事務の効率化を目的に、新たに「明石市施工プロセスチェックリストに基づくチェック実施要領」「検査関係書類とその提出期限に関する取扱い基準」「専任検査員への検査要請に関する取扱い基準」を制定しました。

平成28年4月

総務部工事検査課

平成29年度の組織改正に伴う課名の変更等を反映するため、関連する規則・訓令等を整備しました。

平成29年4月

総務局総務管理室工事検査課

明石市工事検査の手引きを改定するに当たり、平成31年4月以降「明石市工事検査規程」及び「明石市工事監督規程」を廃止し、「明石市工事検査要綱」及び「明石市工事監督要綱」を新規制定しました。

平成31年3月

総務局総務管理室工事検査課

民法改正（令和2年4月1日施行）に伴い、「明石市契約規則」が改正になっております。また、「明石市工事請負契約約款」は、改正された建設業法の施行に伴い改正する予定のため、令和2年3月時点のものを掲載しています。また、工事成績評定を公表するにあたり、「明石市工事成績評定要領」「明石市工事成績評定委員会設置要綱」を改正しております。

令和2年3月

総務局総務管理室工事検査課

完成検査における指摘事項等を工事成績評定に反映できるようにするため、工事成績評定表の提出時期の見直しについて改訂しました。

また、組織改正に伴う課名等の名称変更を反映するため、関連する規則・訓令等を整備しました。

令和5年4月

総務局財務室工事検査担当

目 次

1. 明石市契約規則	1
2. 明石市工事請負契約約款	13
3. 明石市工事検査要綱	27
4. 明石市工事監督要綱	45
5. 地方自治法、同施行令（抜粋）	49
6. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	51
7. 公共工事の品質確保の促進に関する法律	58
8. 明石市工事検査実施要領	66
9. 明石市工事成績評定要領（本文）	107
10. 明石市施工プロセスチェックリストに基づくチェック実施要領	111
11. 検査関係書類とその提出期限に関する取扱い基準	113
12. 専任検査員への検査要請に関する取扱い基準	116
13. 工事検査事務フロー	117
14. 検査事務Q&A	121
15. 明石市工事成績評定委員会設置要綱	126
16. 明石市工事成績評定点説明事務処理要綱	129

明 石 市 契 約 規 則

改正

平成8年7月11日規則第35号
平成10年3月30日規則第10号
平成11年3月25日規則第1号
平成12年3月31日規則第37号
平成14年3月25日規則第14号
平成15年3月31日規則第15号
平成18年3月31日規則第40号
平成18年10月16日規則第81号
平成19年3月26日規則第22号
平成19年7月23日規則第57号
平成20年3月31日規則第24号
平成21年3月30日規則第27号
平成24年3月19日規則第3号
平成25年3月29日規則第22号
平成26年12月25日規則第50号
平成29年3月31日規則第19号
令和2年3月30日規則第24号
令和5年3月23日規則第13号

明石市契約規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札（第3条—第15条）

第2節 指名競争入札（第16条・第17条）

第3節 せり売り（第18条）

第4節 随意契約（第19条—第21条）

第3章 契約の締結（第22条—第27条）

第4章 契約の履行の確保

第1節 契約の履行（第28条—第32条）

第2節 工事等の監督及び検査（第33条—第48条）

第3節 物件の買入れ等の監督及び検査（第49条—第51条）

第5章 雑則（第52条・第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が行う契約について、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則における用語の意義は、明石市財務規則（昭和40年規則第17号）における用語の例による。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格）

第3条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当することを認定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項の規定に基づき、その者をその時から3年間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また、同様とする。

（1） 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しく

は数量に関して不正の行為をしたとき。

- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき（落札者が契約を締結しないときその他の別に定める軽易なときを除く。）。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
（市長が定める一般競争入札参加者の資格審査）

第4条 市長は、政令第167条の5第1項の規定により資格を定めた場合においては、定期又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項及び申請の時期、方法等について、公示するものとする。
（入札の公告）

第5条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、明石市公告式条例（昭和25年条例第10号）に規定する掲示場への掲示、新聞・広報紙への掲載又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時（電子入札（市長が指定する方法により電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）及び郵便入札（市長が指定する方法で郵便により行う入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札の期間）
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札に関する条件
- (7) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨
- (8) 前金払又は第32条の規定により部分払をするときは、その旨
- (9) 電子入札及び郵便入札の場合にあっては、その旨
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 前項の場合において緊急やむを得ない理由のあるときは、同項に規定する期間を3日まで短縮することができる。
（再度公告入札の告示期間）

第5条の2 市長は、一般競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を締結しないため、更に一般競争入札に付そうとするときは、前条第1項に規定する公告の期間を3日までに短縮することができる。

（入札保証金）

第6条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札金額の10分の1以上の入札保証金を入札の公告で指定した期限までに納めさせなければならない。ただし、次に掲げるときにおいては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条第1項に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその必要がないと認めるとき。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、当該入札保証金と同額の価値のある国債又は地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

- (1) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が、引受保証をし、又は裏書をした手形
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債券
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が確実と認める担保

3 市長は、入札保証金を落札者決定の後還付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の全部又は一部に充当させなければならない。

(予定価格)

第7条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格（第14条第3項の場合にあっては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定した価格（以下「予定価格」という。）を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した予定価格調書は、封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札の執行前に予定価格を公表する場合は、この限りでない。

3 予定価格は、一般競争入札に対する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。

(低入札調査基準価格又は最低制限価格)

第8条 市長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約をしようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保する必要があるため、最低の価格をもって申込みをした者の当該価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときにおいて、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする必要がある契約にあっては、あらかじめ、当該契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）を設けなければならない。

2 市長は、前項に規定する方法によっても、当該契約内容に適合した履行を確保し難いと認めた場合においては、低入札調査基準価格に替え、最低制限価格を設けることができる。

3 前条第3項の規定は、低入札調査基準価格及び最低制限価格について準用する。この場合において、当該価格を予定価格に併記するものとする。

(入札の方法)

第9条 入札は、入札書を入札に付する事項ごとに作成して、これを封書にし、所定の日時まで直接提出してするものとする。

2 前項の場合において、入札書を書留郵便によって提出することが認められたときは、封書に「入札書」と表記の上、あて名及び工事名等を記載しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が郵便入札を指定した場合は、入札に参加しようとする者は、別に定める方法により入札書を提出しなければならない。

(電子入札の方法)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、市長が電子入札を指定した場合は、入札に参加しようとする者は、前条第1項の入札書に代えて、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、当該情報を入札の期間内に市長の指定する電子計算機に到達させなければならない。

2 前項の入札金額その他所定の情報は、市長の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。

3 前2項に規定するもののほか、電子入札について必要な事項は、別に定める。

(入札の執行の取消し又は執行中止)

第10条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 市長は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(開札結果表)

第11条 市長は、開札後速やかに開札結果表を作成して入札者その他入札立会人に示さなければならない。

(無効とする入札)

第12条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札書が所定の日時までには到着しない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (6) 入札者の氏名及び押印の無い入札(電子入札を除く。)
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 第2号から前号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(再度入札の参加者の資格)

第13条 市長は、政令第167条の8第4項の規定により再度入札に付そうとするときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 前回の入札に参加しなかった者
- (2) 前条に掲げる無効の入札をした者
- (3) 最低制限価格を設けた場合におけるその価格未満の入札をした者

(契約の相手方)

第14条 市長は、一般競争入札により契約しようとする場合においては、次に掲げるところにより落札者を決定し、契約の相手方とするものとする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の買入れ若しくは借入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、第8条第1項に規定する低入札調査基準価格を設けた場合においては、低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした者がいないときあつては予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち最低の価格で申込みをした者を、低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした者があるときあつては予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち別に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めた者を落札者とし、第8条第2項に規定する最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 物件の売払い又は貸付けその他市の収入の原因となる契約については、予定価格以上であつて、最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (3) 前2号の規定により落札者を決定する場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、市長は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する契約について、その性質又は目的から同項の規定により落札者を決定し難い場合においては、市長は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 市の所有に属する財産と市以外の者の所有する財産との交換に関する契約について一般競争入札に付す場合にあつては、それぞれの財産の累計価格の差が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

(落札者の決定の通知)

第15条 市長は、一般競争入札により落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知しなければならない。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の指名)

第16条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札の参加資格を有する者のうちから、競争に参加する者を原則として5人以上指名しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、第5条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第17条 第3条、第4条及び第6条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第4条第1項中「政令第167条の5第1項」とあるのは、「政令第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

2 指名競争入札のうち、公募による指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、第5条及び第5条の2の規定を準用する。

第3節 せり売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第5条から第7条まで及び第15条の規定は、動産の売払いにおいてせり売りに付する場合について準用する。

第4節 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第19条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が130万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が80万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が40万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が30万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が50万円を超えないものをするとき。

(随意契約の内容等の公表)

第19条の2 市長は、政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約を締結するときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及びその発注の見通し
- (2) 契約の締結前における契約の内容及び契約の相手方の選定の基準その他契約の締結について必要と認められる事項
- (3) 契約の締結後における契約の相手方となった者の氏名又は名称、住所又は所在地及び契約の相手方とした理由その他契約の締結の状況について必要と認められる事項

(予定価格)

第20条 市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第7条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収等)

第21条 市長は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、見積書を徴することができないとき、又はその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 第15条の規定は、随意契約の相手方を決定した場合に準用する。

第3章 契約の締結

(契約の締結)

第22条 落札者(随意契約にあつては、契約の相手方となるべき者)は、第15条(第17条、第18条及び前条第2項において準用する場合を含む。)の通知を受けた日(議会の議決に付すべき契約にあつては、第27条第2項の通知を受けた日)から起算して7日以内(当該期間の計算に当たっては、明石市の休日を定める条例(平成3年条例第4号)第2条第1項に規定する市の休日は算入しない。)に契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。

2 市長が特別の理由があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(契約書の作成)

第23条 市長は、契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期間又は履行期限
 - (4) 契約保証金の額
 - (5) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期
 - (7) 前金払をしようとするときは、その旨及び前金払の率又は金額
 - (8) 第32条の規定により部分払をしようとするときは、その旨、回数及び条件
 - (9) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における違約金、遅延利息その他の損害金及び契約保証金の処分
 - (10) 危険負担
 - (11) 契約不適合責任
 - (12) 契約に関する紛争の解決方法
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 建設工事に係る請負契約の場合においては、前項の規定にかかわらず、別に定める建設工事請負契約約款によって契約書を作成しなければならない。

(契約書の省略又は請書)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が1件200万円以下の契約をするとき。
 - (2) 物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
 - (3) 物件を購入する場合において、直ちに現物の検収ができるとき。
 - (4) せり売りに付するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の場合において、契約金額が1件30万円以上の契約をするとき（同項第2号から第4号までに規定する場合を除く。）その他契約の適正な履行を確保するため特に必要があると認められるときは、請書を当該契約の相手方に提出させなければならない。

(契約保証金)

第25条 市長は、契約の相手方をして、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 過去2年間に市と数回以上にわたって契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者と単価契約を締結する場合において、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供される時。
 - (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
 - (6) 契約を締結する場合において、契約金額が1件200万円以下であり、かつ、契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体と契約をする時。
 - (8) 物件を購入する場合において、直ちに現物の検収ができる時。
 - (9) せり売りに付す時。
 - (10) 変更契約を締結する場合において、変更による契約金額の増加額が当初の契約金額の2割を超えない時。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長がその必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

(1) 第6条第2項に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

（契約保証金の還付）

第26条 契約保証金又はこれに代わる担保は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了した後、契約の相手方から還付請求書の提出を受けて還付するものとする。

（仮契約）

第27条 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第29号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

2 市長は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

第4章 契約の履行の確保

第1節 契約の履行

（権利義務の譲渡等）

第28条 契約の相手方は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市長の承認を得た場合においては、この限りでない。

（履行期限の延期）

第29条 市長は、契約の相手方から天災その他やむを得ない事由により当該契約に定めた履行期限までに契約を履行することができない旨の書面による申し出があった場合において、申し出に理由があると認めるときは、契約の履行期限を延長することができる。

2 前項の規定により履行期限を延長したときは、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。

（契約の解除）

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。

(1) 契約の相手方が正当な理由なしに契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 契約の相手方が契約の履行期限内に契約を履行しないとき（履行期限を経過した時における契約の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約の相手方が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により登録を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(4) 契約の相手方又はその現場代理人その他の使用人が、監督又は検査に際し職務執行を妨げたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方又はその代理人が契約事項に違反したとき。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、契約を解除することができる。この場合において契約の相手方に損害を与えたときは、これを賠償するものとする。

3 市は、前2項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形（現場にある検査済材料を含む。）又は物件の納入で検査に合格した履行部分の代価を支払い、当該部分の所有権を取得するものとする。

4 市長は、契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により契約の相手方に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により契約を解除した場合において、市に損害があるときは、法令又は契約の定めるところにより損害賠償の請求をしなければならない。ただし、その契約の解除が相手方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

（履行遅滞等の場合の違約金）

第31条 市長は、契約の相手方が契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は前条第1項の規定により契約を解除したとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、違約金を徴収しなければならない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しない事由又は契約の解除の事由が相手方の責めに帰することができない事由であるとき。

(2) 契約の履行期限内に契約を履行しないことが市に与える影響が軽微であるとき。

2 前項に規定する契約の履行期限内に契約を履行しない相手方に係る違約金の額は、契約金額から

検査に合格した履行部分に相応する金額を控除した額につき遅延日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合で計算した額とする。この場合、遅延日数の計算については、検査に不合格になった場合における手直しその他必要な措置（以下「手直し等」という。）に要する日数（第1回目の指定日数に限る。）は、控除する。

3 契約の履行が遅延したことについて特別の理由があると市長が認めたときは、前項の規定中「計算した額」とあるのは「計算した額の範囲内で市長が相当と認める額」とする。

（部分払）

第32条 市長は、契約の目的たる給付が長期間にわたってなされるものであるときは、相手方の請求を待って、その給付の完済前又は完納前に、検査に合格した履行部分について代金を支払うことができる。

2 前項の規定による代金の支払（以下「部分払」という。）をする場合における当該支払金額は、工事又は製造の請負契約にあっては、その履行部分に対する代価の10分の9を、その他の契約にあっては、その履行部分に対する代価を超えることはできない。ただし、性質上可分の工事又は製造の請負契約に係る履行部分に対しては、その代価の金額までを支払うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、2年度以上にわたる国庫補助の対象となる公共工事の請負契約について中間の年度末に部分払をしようとするときは、各年度ごとに1回を限度として履行部分相当額まで支払うことができる。

4 前項に定めるものを除き、部分払のできる回数は、次のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この回数を増減することができる。

工期	回数
90日以上180日未満	1
180日以上270日未満	2
270日以上360日未満	3
360日以上	90日を増すごとに1回を加算する。

5 前金払をした公共工事の請負契約について部分払をしようとするときは、第2項の規定による部分払をすることができる金額から前金払額に出来高歩合を乗じて得た額を控除した金額を超えることができない。

第2節 工事等の監督及び検査

（監督職員及び検査員の設置）

第33条 工事（製造を含む。以下この節において同じ。）の請負について、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督職員及び検査員を置く。

2 監督職員及び検査員は、同一の職員が兼ねることができない。

（監督職員の選任）

第34条 監督職員は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める職員のうちから選任する。ただし、当該職員が配置されていない場合の取扱いについては、別に定める。

（1）主任監督員 工事の設計、監理等を主管する課長（以下「工事主管課」という。）の係長級以上の技術職員

（2）監督員 工事主管課の技術職員

2 監督職員の選任は、工事の規模及び技術内容の複雑度に応じ、職員の経験年数等を考慮して、工事主管課の長（以下「主管課長」という。）が行う。この場合において、主管課長は、職員の配置状況により、主任監督員を選任することができない場合は、監督員のみを選任することができる。

（監督職員の職務）

第35条 監督職員は、契約書並びに仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書（以下「設計図書」という。）に基づき契約の履行に立ち会って工程を管理し、使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監視し、契約の相手方に必要な指示又は承諾をするものとする。

2 主任監督員は、前項に規定する業務のうち、重要なものを処理するほか監督員の業務執行を指揮監督するものとする。

3 第1項の規定による指示又は承諾は、軽易なものを除き原則として書面をもって行わなければならない。

（監督職員の報告）

- 第36条 監督職員が、その職務を執行することによって、工事内容、請負代金若しくは工期の変更等重要な契約内容の変更を伴う場合又は当該請負者との間に損害賠償についての協議を必要とする場合については、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、監督職員は、自己の権限で処理した事項については、遅滞なく主管課長に報告しなければならない。
- (監督職員の検査への協力)
- 第37条 監督職員は、検査員が行う工事の検査（以下この節において「検査」という。）に立ち会うとともに、当該検査に協力しなければならない。
- (検査員の選任等)
- 第38条 専任検査員は、財務室に所属する技術職員のうちから、工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「検査担当課長」という。）（検査担当課長を置かない場合にあっては、財務室長。以下同じ。）が選任する。
- 2 指定検査員は、工事主管課又は工事主管課が属する室内の他の課の係長級以上の技術職員のうちから当該室の長（以下「主管室長」という。）が選任する。
- 3 主管室長は、前項の規定により指定検査員を選任（解任を含む。）したときは、7日以内に当該指定検査員の氏名を検査担当課長に通知するものとする。
- (検査の執行区分)
- 第39条 検査の執行は、次の各号に定める区分により行う。ただし、専任検査員の検査の執行状況その他特別の事情により、これにより難しい場合は、工事検査を所管する次長（当該次長を置かない場合にあっては、財務室長）が主管室長と協議して、専任検査員の行うべき検査を指定検査員に代行させることができる。
- (1) 毎年度の検査の業務量、事業の重要性等を勘案し、市長が定める検査 専任検査員
- (2) 前号以外の検査 指定検査員
- (監督又は検査の委託)
- 第40条 特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、職員に命じて監督又は検査をすることが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に委託して、当該監督又は検査を行わせることができる。
- 2 前項の規定により職員以外の者に監督又は検査を委託した場合には、当該委託を受けた者から監督又は検査の結果について報告書を徴さなければならない。
- (検査の種類)
- 第41条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 中間出来高検査 工事の履行部分について確認するための検査（部分払のための検査を含む。）
- (3) 随時検査 工事の施行過程において必要に応じて、契約の履行の状況を確認するための検査
- (4) 手直し検査 工事の手直し等を指示したときにその確認を行うための再検査
- (工事概要等の通知)
- 第42条 主管課長は、財務室が契約事務を行う工事について、当該工事の請負契約が締結されたときは、14日以内に検査担当課長に対し、工事の概要、監督職員の氏名その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 主管課長は、専任検査員が検査を行う工事について、当該工事の請負契約が締結されたときは、速やかに検査担当課長に対し、当該工事の契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）を提出しなければならない。
- (専任検査員への検査要請等)
- 第43条 専任検査員が行う検査にあっては、主管課長は、あらかじめ監督職員をして当該工事の施行状況を確認させた上、検査担当課長に検査を要請しなければならない。
- 2 検査担当課長は、前項の要請があったとき又は随時検査が必要と認められるときは、専任検査員に検査を行わせるものとする。この場合にあっては、検査担当課長は、主管課長に対し、あらかじめ、検査員の氏名、検査の日程等を通知するものとする。
- (検査の方法)
- 第44条 検査は、当該工事の施行場所において、契約図書に照らして、厳正に行わなければならない。

ただし、外部から明視できない部分の検査については、工事写真、関係資料等により行うことができる。

2 検査員は、工事が契約図書に適合しないと認められる場合において、特に必要と認められるときは、当該工事の施行部分を破壊して検査することができる。

3 検査員は、検査を行う場合において、当該検査の対象となった履行部分以外の部分の施工の状況を併せて検査することができる。

4 検査員は、監督職員に対して、当該工事に係る契約図書若しくは物件の提示又は工事に関する説明を求めることができる。

(関係職員等の立会い)

第45条 検査員は、検査を実施する場合、監督職員及び契約の相手方又はその現場代理人を立ち会わせて行わなければならない。

(検査結果の報告等)

第46条 検査員は、検査を完了したときは、工事成績の評定を行うとともに検査調書を作成し、7日以内に当該検査の結果を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に通知しなければならない。ただし、別に定めるものについては、工事成績の評定を省略することができる。

(1) 第52条第1号に規定する工事 検査担当課長、主管課長及び当該工事の契約を主管する課か
いの長

(2) 前号に規定する工事を除く工事 主管課長及び当該工事の契約を主管する課か
いの長

2 前項本文の規定による通知を受けたときは、同項第1号の場合にあっては検査担当課長が、同項第2号の場合にあっては主管課長が、契約の相手方に同項本文の規定による検査の結果及び工事成績の評定を通知しなければならない。

(検査後の措置)

第47条 検査員は、検査の結果、当該工事に係る契約図書に適合しない部分があると認めるときは、主管課長に対し、契約の相手方に期限を定めて工事の手直し等そのとるべき措置を通知するものとする。

2 主管課長は、前項の通知を受けたときは、契約の相手方に期限を定めて工事の手直し等を命ずるよう監督職員に指示するものとする。

3 監督職員は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちに契約の相手方に対し、手直し等を命じなければならない。

(手直し等に係る再検査)

第48条 監督職員は、契約の相手方から手直し等が完了した旨の通知を受けたときは、直ちに現地を確認し、主管課長に報告しなければならない。

2 主管課長は、前項の報告を受けたときは、検査員に対し、その旨を通知するものとする。

3 検査員は、前項の規定による通知があったときは、直ちに手直し等の完了について再検査をしなければならない。

4 検査員は、再検査した結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査担当課長、主管課長及び当該契約を主管する課か
いの長に報告しなければならない。

第3節 物件の買入れ等の監督及び検査

(監督及び検査)

第49条 物件の買入れ、借入れ及び修繕並びに委託に係る契約(前節に規定するものを除く。以下「物件の買入れ等」という。)の適正な履行の確保をするため又はその受ける給付の完了を確認するため、前節に定めるもののほか、必要な監督員又は検査員を置く。

(監督員及び検査員)

第50条 監督員は物件の買入れ等に係る事業を主管する係等の長とし、検査員は当該事業を主管する課か
いの長とする。

(検査結果の報告等)

第51条 検査員は、次に掲げる物件の買入れ等の検査を完了したときは、検査調書を作成するとともに、7日以内に検査の結果を当該物件等の契約を主管する課か
いの長に通知しなければならない。

(1) 1件100万円を超える備品の購入

(2) 1件100万円を超える工事に関連する事務の委託

第5章 雑則

(契約事務の特例)

第52条 次の各号に掲げる契約事務は、財務室において、これを行うものとする。

- (1) 1件が130万円を超える工事の請負に関すること。
- (2) 事務の委託（次に掲げるものを除く。）に関すること。
 - ア 工事に直接関連するもののうち1件が100万円以下のもの
 - イ 工事に直接関連しないもののうち1件が1,000万円以下のもの
 - ウ 随意契約（別に定めるものを除く。）により契約を行うもの
 - エ 総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札により契約を行うもの
- (3) 物品（次に掲げるものを除く。）の購入に関すること。
 - ア 価格の一定したもの（単価契約を締結したものを当該契約の相手方から購入する場合を含む。）
 - イ 賄材料、生花、動物及びその飼料並びに葬祭事業専用物品
 - ウ 天文科学館が展示のため必要とするもの
 - エ 資金前渡に係る資金により購入するもの
 - オ 現物給付に係るもの（扶助費で執行するものに限る。）
 - カ 1件が10万円以下のものその他別に定めるもの
- (4) 明石市財務規則第151条の規定に基づく物品の売払いに関すること。

(補則)

第53条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第4章第2節（第46条第2項を除く。）及び第3節（第51条各号列記以外の部分及び第2号を除く。）の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成8年7月11日規則第35号）

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第10号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第37号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日規則第14号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第15号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第40号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月16日規則第81号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月23日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の明石市契約規則第3条の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により同条各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの規則による改正前の明石市契約規則第3条の規定に該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月30日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の明石市契約規則第46条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に契約する工事に係る検査及び工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る検査及び工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月19日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第50号）

この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第19号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の明石市契約規則（以下「改正後の規則」という。）第30条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結された契約の解除について適用し、同日前に締結された契約の解除については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第31条の規定は、施行日以後に締結された契約に係る違約金について適用し、同日前に締結された契約に係る違約金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月23日規則第13号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

明石市工事請負契約約款

明石市工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令及び規則に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 第48条第9号、第10号及び第12号の規定によりこの契約が解除された場合、第1項により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該保証金は発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び

び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第106号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）、監理技術者（建設業法第26条第3

項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者)又は監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの

上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる
ところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 21 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 22 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

第32条の2 発注者は、必要がある場合には、工事施工の途中において、発注者の指定する出来形部分について検査を行うことができる。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の

時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

- 4 受注者は、第38条第1項の規定に基づく部分払の支払いの請求又は39条第1項の規定により準用する第33条第1項の規定に基づく部分引渡しに係る請負代金の支払いの請求を行った後においては、前項の中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 受注者は、第3項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第54条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。なお、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当する場合については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事的目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事的目的物」とあるのは「指定部分に係る工事的目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、契約書のとおりとする。

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、契約書のとおりである。

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することが出来る。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq \text{請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ &\quad - (\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})) \\ &\quad \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、契約書のとおりとする。

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事の中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

らない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 建設業法第28条第3項の規定により営業の停止を命ぜられ、又は第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消されたとき。
- (7) 発注者の監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団排除に関する特約に違反したとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに

該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であることが認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合行為に対する措置）

第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金額（単価契約の場合にあつては、支払金額）の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、同法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項又は第21項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合においては、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払いの請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項に規定する場合においては、発注者は、この契約を解除することができる。
- 5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（受注者の催告による解除権）

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めたその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分

及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第47条、第48条又は第50条第4項の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 第2項の違約金は、発注者の受注者に対する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（受注者の損害賠償請求等）

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(相殺)

第59条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺してなお発注者が受注者に対して有する金銭債権全額に満たないときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(あっせん又は調停)

第60条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、

前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 61 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第 62 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

明石市工事検査要綱

明石市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）第4章第2節に規定する工事の検査について、必要な事項を定めるものとする。

(専任検査員が行う検査の範囲)

第2条 規則第39条第1号に規定する市長が定める検査は、次に掲げる工事について行うものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる工事については、単価契約に係る工事を除く。

- (1) 請負金額（契約金額を変更したものにあっては、当初の契約金額をいう。第11条第2項において同じ。）が1件1,000万円以上（第11条第2項第3号イに掲げる保全工事にあつては、3,000万円以上）の工事
- (2) 規則第14条第1項第1号ただし書の規定により低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした者で落札者となった者と契約をした工事（以下「低入札調査対象工事」という。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「検査担当課長」という。）（検査担当課長を置かない場合にあっては、財務室長。以下同じ。）が特に必要と認める工事

(中間出来高検査)

第3条 規則第41条第2号に規定する中間出来高検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 部分払又は部分引渡しの必要が生じたとき。
- (2) 工事の打切り又は契約の解除があつたとき。
- (3) その他中間出来高検査を行う必要が生じたとき。

(随時検査)

第4条 規則第41条第3号に規定する随時検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) いんぺい個所又は仮設撤去に伴い完成時に確認が困難なとき。
- (2) 第2条に規定する工事であるとき。
- (3) 部分使用の必要が生じたとき。
- (4) その他随時検査を行う必要が生じたとき。

(抜き打ち状況調査)

第5条 検査員（専任検査員及び指定検査員をいう。以下同じ。）は、契約の適正な

履行を施工段階において確保するため、次に掲げる工事について施工体制等の調査を行うものとする。

- (1) 低入札調査対象工事
- (2) 検査担当課長が必要と認める工事
(工事概要等の通知)

第6条 規則第42条第1項に規定する工事概要等の通知は、工事概要等（変更）通知書により行わなければならない。既に通知した事項に変更が生じた場合も同様とする。

(専任検査員への検査要請)

第7条 規則第43条第1項に規定する検査の要請は、工事検査要請書を検査担当課長が定める日までに提出して行わなければならない。

- 2 前項の検査の要請内容の変更は、工事検査変更要請書により行わなければならない。

(検査執行の通知)

第8条 規則第43条第2項に規定する検査員の氏名等の通知は、工事検査執行通知書により行わなければならない。

- 2 前項の通知内容の変更は、工事検査変更執行通知書により行わなければならない。

(検査関係書類の提出)

第9条 主管課長は、専任検査員が行う検査にあつては、検査担当課長が定める日までに検査のために必要な書類を検査担当課長に提出しなければならない。

(検査の中止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する事情があるときは、検査員は、当該工事の検査を中止し、検査担当課長、主管課長及び契約担当者に報告するものとする。

- (1) 契約の相手方等が指示に従わず、又は検査の執行を妨害したとき。
- (2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わないとき。
- (3) その他適正な検査を行うことが困難なとき。

(工事成績の評定)

第11条 検査員は、規則第46条第1項の規定に基づき、検査後直ちに、別に定める工事成績評定要領により、監督職員と協力して工事成績の評定を行わなければならない。

- 2 規則第46条第1項ただし書の規定により工事成績の評定を省略することができるものは、次に掲げる工事とする。

- (1) 財務室において契約事務を行わない工事
 - (2) 単価契約に係る工事
 - (3) 財務室において契約事務を行う工事のうち、次に掲げるもの
 - ア 工場製作のみの工事、しゅんせつ工事、請負金額の大部分が資材の費用である工事その他の工事成績の評定に適さない工事
 - イ 機器の定期的な整備、点検若しくは調整を主な工事内容とし、又は潤滑油その他の消耗品若しくは汎用品の交換を主な工事内容とする保全工事
 - ウ その他工事主管課長と協議の上、検査担当課長が工事の特殊性その他の事情により特に工事成績の評定を必要としないと認める工事
- (検査結果の通知)

第12条 規則第46条第1項に規定する検査の結果の通知は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行わなければならない。

- (1) 規則第41条第1号の完成検査 工事検査調書兼検査結果通知書（完成検査）
- (2) 規則第41条第2号の中間出来高検査 工事検査調書兼検査結果通知書（中間出来高検査）
- (3) 規則第41条第3号の随時検査 工事検査調書兼検査結果通知書（随時検査）

2 検査員は、前条第1項の規定による工事成績の評定結果を前項各号に掲げる通知書に添えて、検査担当課長に提出しなければならない。

(工事検査済証)

第13条 規則第46条第2項の規定による契約の相手方への検査の結果の通知は、工事検査済証を交付することにより行わなければならない。

(検査後の措置等)

第14条 規則第47条第1項から第3項までに規定する工事の手直し等の通知、指示及び命令は、工事手直し等指示書により行わなければならない。

2 規則第48条第1項及び第2項に規定する報告及び通知は、工事手直し等完了報告書により行わなければならない。

3 検査員は、規則第48条第3項の規定により再検査したときは、その結果を工事手直し等検査結果報告書により主管課長に通知しなければならない。

4 軽微な手直し等にあつては、前3項の規定にかかわらず、検査担当課長が定めるところによるものとする。

(工事成績評定表)

第15条 規則第46条第2項の規定による契約の相手方への工事成績の評定の通知は、工事成績評定表を交付することにより行わなければならない。ただし、同条第1項ただし書の規定に基づき工事成績の評定を省略した場合には、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、別に定める手続により、工事成績の評定点について説明を求めることができる。

(検査台帳の整備)

第16条 検査担当課長は、検査台帳を備え、第12条第1項各号に掲げる通知書による通知を受けたときは、必要事項を記入しなければならない。

(検査概要の報告)

第17条 検査担当課長は、財務室長に対し、工事成績の評定結果その他検査に関する重要な事項を定期又は随時に報告するものとする。ただし、検査担当課長を置かない場合にあっては、この限りでない。

(検査員証の携帯及び交付等)

第18条 検査担当課長は、専任検査員に対し、工事検査員証を交付するものとする。

2 専任検査員は、検査を実施するときは、常に工事検査員証を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 検査担当課長は、工事検査員証交付簿を備え、専任検査員の異動等があったときは、交付簿の整備を行うものとする。

4 検査担当課長は、指定検査員の名簿を備え、指定検査員の異動等があったときは、名簿の整備を行うものとする。

(技術職員に対する研修)

第19条 検査担当課長は、工事主管課の技術職員に対し、適宜に工事の検査に関する研修を行うものとする。

(委任)

第20条 この要綱に規定するもののほか検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日制定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第6条関係)

工 事 概 要 等 (変 更) 通 知 書

年 月 日

工事検査担当課長 様

(主管課長)

工事主管課			
予算執行課			
主任監督員	職 名	氏 名	
監 督 員	職 名	氏 名	
工 事 名		工 事	契約番号
工 事 場 所	明石市		
受 注 者	(会 社 名) (代表者名)		
請 負 金 額	(当初)	円 (変更)	円 {増減額 : 円}
契約年月日	(当初)	年 月 日	(変更) 第 回 年 月 日 第 回 年 月 日 第 回 年 月 日
契約工期	自 (当初)	年 月 日	(変更) 第 回 年 月 日 至 年 月 日 第 回 年 月 日
現場代理人 及び 主任(監理) 技 術 者	(現場代理人) (主任技術者) (監理技術者)		
(工事概要)			
※変更内容 :			

(第7条第1項関係)

工 事 検 査 要 請 書

(完成検査・中間出来高検査・随時検査)

年 月 日

様

(主管課長)

下記の工事について、検査の執行を要請します。

記

工 事 名	工事	契約番号	
工事場所	明石市	受注者	
請負金額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契約工期	(当初) 自 年 月 日 (変更) 年 月 日 至 年 月 日		
完成予定 年 月 日	年 月 日	出 来 高 予 定 年 月 日	年 月 日
監 督 員	主任監督員 職 氏名	監督員 職 氏名	
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日	備 考	

※ 部分引渡し(部分完成)又は部分使用の場合は、配置図・平面図を添付のこと。

(第7条第2項関係)

工 事 検 査 変 更 要 請 書

(完成検査・中間出来高検査・随時検査)

年 月 日

様

(主管課長)

下記の工事に係る、検査日の変更を要請します。

記

工 事 名	工事	契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
監 督 職 員	主任監督員 職 氏名	監督員 職 氏名	
検 査 予 定 (当 初) 年 月 日	年 月 日	検 査 変 更 希 望 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由			
備 考			

(第8条第1項関係)

工 事 検 査 執 行 通 知 書

(完成検査・中間出来高検査・随時検査)

年 月 日

(主管課長).....様

工 事 検 査 担 当 課 長

下記の工事に係る検査について、検査員の氏名、検査日等を通知します。

記

工 事 名	工 事	契約番号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 至 年 月 日 (変更) 年 月 日		
完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	出 来 高 予 定 年 月 日	年 月 日
監 督 員	主任監督員 職 氏名	監督員 職 氏名	
検 査 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分	検 査 員	

※ 通知後検査日に変更が生じる場合は、検査日の3日前までに「工事検査変更要請書」を提出のこと。

(第8条第2項関係)

工 事 検 査 変 更 執 行 通 知 書

(完成検査・中間出来高検査・随時検査)

年 月 日

.....(主管課長).....様

工 事 検 査 担 当 課 長

下記の工事に係る検査について、(検査日 ・ 検査員) の変更を通知します。

記

工 事 名	工 事	契約番号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
監 督 員	主任監督員 職 氏名	監督員 職 氏名	
検 査 予 定 (当初) 年 月 日	年 月 日	検 査 変 更 年 月 日	年 月 日
検 査 員			

(備 考)

(第12条第1項第1号関係)

工事検査調書兼検査結果通知書

(完成検査)

年 月 日

様

検査の結果、下記の工事は、契約書、仕様書、設計図その他関係書類のとおり完成していることを確認しました。

記

工 事 名	工 事	契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契 約 年 月 日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	自 年 月 日 (当初) (変更) 年 月 日 至 年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日	完 成 検 査 年 月 日	年 月 日
監 督 員	職 氏名	検 査 員	氏名
(備 考)			

工事検査調書兼検査結果通知書

(中間出来高検査)

年 月 日

様

中間出来高検査の結果、下記のとおり確認しました。

記

工 事 名	工事	契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円	(変更) 円	
契 約 年 月 日	(当初) 年 月 日	(変更) 年 月 日	
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 至 年 月 日	(変更) 年 月 日	
出 来 高 年 月 日	年 月 日	出来高検査 年 月 日	年 月 日
監 督 員	職 氏名	検 査 員	氏名
出 来 高 金 額	円	出 来 高 歩 合	%
(備 考)			

(第12条第1項第3号関係)

工事検査調書兼検査結果通知書

(随時検査)

年 月 日

.....様

.....

随時検査の結果、下記のとおり確認しました。

記

工 事 名	工 事	契約番号	
工 事 場 所	明石市	受 注 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 至 年 月 日 (変更) 年 月 日		
出 来 高 年 月 日	年 月 日	随 時 検 査 年 月 日	年 月 日
監 督 員	職 氏名	検 査 員	氏 名
(備 考)			

(第13条関係)

(明石市工事検査要綱第13条の規定による)

工 事 検 査 済 証

(完成検査・中間出来高検査)

年 月 日

(受注業者名).....様

明石市長 印

検査の結果、下記の工事は所定の設計書、図面及び仕様書のとおり、完成していることを確認しました。

記

工 事 名	工 事	契 約 番 号	
工 事 場 所	明石市	主任(監理) 技 術 者	
請 負 金 額	(当初) 円 (変更) 円		
契 約 年 月 日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契 約 工 期	(当初) 自 年 月 日 至 年 月 日 (変更) 年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日	完 成 検 査 年 月 日	年 月 日
監 督 員	職 氏 名	検 査 員	氏 名

(第14条第1項関係)

工事手直し等指示書

年 月 日

(主管課長・監督職員・受注者)

.....様

(検査員・主管課長・監督職員)

..... 印

工事検査の結果、下記のとおり手直し等の措置が必要ですので通知します。
を指示します。
を命じます。

記

工事名	工事		
工事場所	明石市		
受注者			
検査実施日	年 月 日	手直し 期限	年 月 日
(指示事項)			

- ※ 受注者に命じる場合は、監督職員が押印のこと。
- ※ 本帳票は、完成・中間出来高検査に使用のこと。

(第14条第2項関係)

工事手直し等完了報告書

年 月 日

(検査員・主管課長)

.....様

(主管課長・監督職員)

..... 印

下記の工事について、指示どおり手直し等が
完了したので報告します。
完了した旨の報告を受けたので通知します。

記

工事名	工事		
工事場所	明石市		
受注者			
検査実施日	年 月 日	手直し 期限	年 月 日
(指示事項)			

- ※ 受注者に命じる場合は、監督職員が押印のこと。
- ※ 本帳票は、完成・中間出来高検査に準ずること。

(第14条第3項関係)

工事手直し等検査結果報告書

年 月 日

.....様

下記の工事について、手直し等の検査を行い、指示どおり完了したことを確認しました。

記

工事名	工事	契約番号	
工事場所	明石市	受注者	
請負金額	(当初) 円 (変更) 円		
契約年月日	(当初) 年 月 日 (変更) 年 月 日		
契約工期	(当初) 自 年 月 日 (変更) 年 月 日 至 年 月 日		
検査実施日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
手直し検査 実施日	年 月 日		
監督員	職氏名	検査員	氏名

(第15条第1項関係)

(明石市工事検査要綱第15条第1項の規定による)

工 事 成 績 評 定 表

(完 成 検 査)

年 月 日

(受注業者名)

様

明石市長

印

下記の工事について、評定した結果を通知します。

記

工 事 名		契 約 番 号			
工 事 場 所		主任(監理) 技 術 者			
請 負 金 額					
契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日				
完 成 年 月 日	年 月 日	完 成 検 査 年 月 日	年 月 日		
主任監督員 監 督 員		検 査 員			
評 定 結 果	評 定 点 点				
	①施工体制	②施工状況	③安全管理及び 対外関係	④出来形・品質・ 出来ばえ及び写真	⑤加減点

(第18条第1項関係)

(表)

認証番号	
工 事 検 査 員 証	
年 月 日交付	
所 属 氏 名	明 石 市 長 印

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、検査を実施するときは常に携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示すること。2 本証の記載事項に変更が生じたとき、又は本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。3 第三者に本証の貸与等をしてはならない。4 検査員の選任を解かれたときは、直ちに本証を返還しなければならない。

明石市工事監督要綱

明石市工事監督要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）第53条の規定に基づき、工事（製造を含む。以下同じ。）の監督に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監督職員の職務)

第2条 規則第35条第1項及び第2項に規定する監督職員の職務の細目は、次の各号に掲げる監督職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 主任監督員 次のアからウまでに掲げる職務

ア 契約の相手方及びその現場代理人（以下「相手方等」という。）に対する指示、承諾又は協議で重要なものの処理

イ 関連する2以上の工事における工程等の調整で重要なものの処理

ウ 監督員の指揮監督及び監督業務の総括

(2) 監督員 次のアからオまでに掲げる職務

ア 相手方等に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理

イ 設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は相手方等が作成したこれらの図書の承諾

ウ 設計図書に基づく工程の管理、工事の立会い、施工状況の確認及び使用材料の試験又は検査

エ 関連する2以上の工事における工程等の調整で軽易なものの処理

オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における主任監督員への報告

2 規則第34条第2項後段の規定により、監督員のみが選任されたときは、主任監督員の職務は監督員が行うものとする。

(工事監督の心得)

第3条 監督職員は、その業務の執行に当たっては、厳正かつ公平に行わなければならない。

2 監督職員は、相手方等その他の利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むとともに、その工事に関連する機関等との連絡を密接にし、施工に支障をきたさないよう配慮しなければならない。

3 監督職員は、施工に当たっては、生命及び財産に関する危害等を防止し、並

びに利水及び交通の安全を確保するよう相手方等に周知徹底させなければならない。

- 4 監督職員は、常に工事の進捗状況を管理し、相手方等に履行期限を遵守させるとともに、その進捗状況を主管課長に報告するものとする。

(関係書類等の整備)

第4条 監督職員は、設計図書その他施工に必要な書類等を整備し、常にその施工の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 監督職員は、契約に定めるところにより、相手方等に工事写真を撮影させなければならない。

(使用材料の検査等)

第5条 監督職員は、相手方等から使用材料に係る試験若しくは検査の請求があったとき又はその必要があると認めるときは、直ちに設計図書等に基づき、使用材料の品質、形状、寸法、数量等について試験又は検査を行うものとする。

- 2 監督職員は、試験又は検査の結果、不合格となった使用材料を相手方等に遅滞なく現場から搬出させるとともに、良品と交換させなければならない。

- 3 監督職員は、相手方等から使用材料のうち調合に係る立会い又は見本検査を求められたときは、設計図書等に基づき、求められた日から7日以内に立会い又は検査を行うものとする。

(立会い又は破壊等による確認)

第6条 監督職員は、相手方等が特殊技術を必要とする工事、重要な部分の手直しができない工事及び設計図書等で立ち会うことを指定した工事を施工する場合は、立ち会わなければならない。

- 2 監督職員は、前項に規定する工事以外の工事についても、相手方等から立会いを求められたときは、立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、相手方に工事写真を提出させる等の方法をもって立会いに代えることができる。

- 3 監督職員は、相手方等が前条第1項に規定する使用材料の試験若しくは検査又は前2項に規定する立会いその他の方法による確認を受けないで、当該部分の工事を施工したとき又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があるときは、破壊等の方法により適否を確認することができる。

(監督職員の報告)

第7条 監督職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、主管課長に書面により報告し、その指示を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に

規定するもののうち軽微なものについては、相手方等に必要事項を指示し、その後、主管課長に報告するものとする。

- (1) 設計図書等の施工の状態が一致しないとき。
- (2) 設計図書等に誤り又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書等で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の事態が発生したとき。
- (4) 施工管理につき、現場代理人等を著しく不相当と認め、その交替を求めるとき。
- (5) 一括下請負その他工事の下請負に関し、不適當な行為があったとき。
- (6) 工事の内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めたとき。
- (7) 工事の目的物の引渡し前に工事の目的物又は使用材料について損害を生じたときその他施工に関して損害を生じたとき。
- (8) 施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき。
- (9) その他設計図書等又は契約の履行について疑義が生じたとき。

(手直し等の指示等)

第8条 監督職員は、施工途中の工事が設計図書等に適合しないと認めるときは、直ちに相手方等に工事の手直し等を指示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する不適合が市の責めに帰すべき理由による場合は、主管課長等と協議の上、必要な措置を行うものとする。

(臨機の措置)

第9条 監督職員は、災害防止その他やむを得ない理由により、相手方等に対し臨機の措置をとらせる必要があるときは、あらかじめ主管課長の指示を受けなければならない。ただし、そのいとまのないときは、事後直ちに主管課長に報告しなければならない。

(工事完成届等)

第10条 監督職員は、工事が完成したとき（部分引渡しを指定した当該部分の工事が完成したときを含む。）は、相手方等に完成の日から7日を経過する日又は履行期限の末日のいずれか早い日までに、その旨を通知させなければならない。

2 監督職員は、部分払いに対応する履行があったときは、相手方等に当該履行があった日から7日以内に、当該履行に係る確認の請求をさせなければならない。

(工事目的物及び既済部分の確認等)

第11条 監督職員は、相手方等から前条の規定による通知又は請求があったときは、当該通知又は請求があった日から7日以内に設計図書等に基づき、工事目的物又は既済部分の出来形等を確認しなければならない。

2 監督職員は、前項の規定による工事目的物又は既済部分の確認をしたときは、その結果を主管課長に報告しなければならない。

(工事成績の評定)

第12条 監督職員は、明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定）第11条第1項の規定により、完成検査日の2日後（明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する休日がある場合は、当該休日を除く。）までに別に定める工事成績評定要領により、監督職員の担当部分の評定を行い、工事成績表を検査員に提出しなければならない。

(引継ぎ図書等の整理)

第13条 監督職員は、工事の完成検査が終了したときは、当該工事の施行に関する必要書類を当該検査が終了した日から14日以内に整理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月17日から施行する。

地 方 自 治 法 (拔粹)

地方自治法施行令 (拔粹)

地方自治法

発令 　　：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：令和5年5月8日法律第19号

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

地方自治法施行令

発令　　：昭和22年5月3日政令第16号
最終改正：令和5年4月26日政令第175号

(監督又は検査の方法)

第六十七條の十五 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

- 2 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第一項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないとき認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

公共工事の入札及び契約の
適正化の促進に関する法律

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

発令 ；平成12年11月27日法律第127号

最終改正：令和3年5月19日法律第37号

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

〔平成十二年十一月二十七日号外法律第百二十七号〕

〔大蔵・建設・自治大臣署名〕

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律をここに公布する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 情報の公表（第四条—第九条）

第三章 不正行為等に対する措置（第十条・第十一条）

第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置（第十二条・第十三条）

第五章 施工体制の適正化（第十四条—第十六条）

第六章 適正化指針（第十七条—第二十条）

第七章 国による情報の収集、整理及び提供等（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十

条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第二章 情報の公表

(国による情報の公表)

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)

第六条 特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。)は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第三章 不正行為等に対する措置

(公正取引委員会への通知)

第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第八条第九号、第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十三号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十四号（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号（同法第二十二條第一項に係る部分に限る。）若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。
- 二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第七項の規定に違反したこと。

第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十四条 公共工事については、建設業法第二十二條第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを

含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第六章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

- 2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあつては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあつては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関すること。

- 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。

- 三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

- 四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

- 五 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること。

- 六 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

- 七 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

- 3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

- 4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かななければならない。

- 6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

- 7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第十八条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十九条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第二十条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第七章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第二十一条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十二条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

2 第四章及び次条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

附 則 (平成二一年六月一〇日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八条の改正規定、第八条の二第一項

及び第二項の改正規定、第八条の三の改正規定（「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。）、第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条第一項の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定、第五十九条第二項の改正規定（「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。）、第六十六条第四項の改正規定（「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。）、第七十条の十三第一項の改正規定（「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。）、第七十条の十五に後段を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、第八十四条第一項の改正規定、第八十九条第一項第二号の改正規定、第九十条の改正規定、第九十一条の二の改正規定（同条第一号を削る部分に限る。）、第九十三条の改正規定並びに第九十五条の改正規定（同条第一項第三号中「（第三号を除く。）」を削る部分、同条第二項第三号中「、第九十一条第四号若しくは第五号（第四号に係る部分に限る。）」を削る部分、第九十一条の二第一号」を削る部分（第九十一条の二第一号に係る部分を除く。）及び第九十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。）並びに附則第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（建設業法目次、第二十五条の二十七（見出しを含む。）及び第二十七条の三十七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十七条の三十八の次に一条を加える改正規定に限る。）及び附則第七条の規定 公布の日

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（次項において「新入札契約適正化法」という。）第四章の規定は、この法律の施行の際現に入札に付されている公共工事については、適用しない。

2 この法律の施行前に締結された契約に係る公共工事の施工については、新入札契約適正化法第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月一二日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

公共工事の品質確保の
促進に関する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律

発令 ；平成17年3月31日法律第18号

最終改正：令和1年6月14日法律第35号

○公共工事の品質確保の促進に関する法律

〔平成十七年三月三十一日号外法律第十八号〕

〔総理・各省大臣署名〕

公共工事の品質確保の促進に関する法律をここに公布する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本方針等（第九条—第十一条）

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）

第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条—第二十条）

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十一条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性

- に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。
 - 4 公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。
 - 5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。
 - 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
 - 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。
 - 8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。
 - 9 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
 - 10 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
 - 11 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。
 - 12 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の相互の連携及び協力)

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
- 三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- 五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条

に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

九 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

- 3 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第九条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

- 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

- 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針に基づく責務）

第十条 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十一条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

（競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等）

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、当該公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

(競争参加者等の技術提案を求める方式)

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。
- 3 発注者は、競争に付された公共工事等につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 発注者は、競争に付された公共工事等を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りでない。
- 6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 第二項から第五項まで(同項ただし書を除く。)の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

第十七条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

- 2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定し

た上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。

この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一 工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式

二 複数の公共工事等を一の契約により発注する方式

三 複数の建設業者等により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、

民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(国の援助)

第二十三条 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討)

第二十四条 国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二六年六月四日法律第五六号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和元年六月一四日法律第三五号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

明石市工事検査実施要領

明石市工事検査実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、明石市工事検査要綱(平成31年3月14日制定)第20条の規定に基づき、明石市の所管する工事の検査の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合や既済部分の引き渡しを受ける場合を含む)を行うこと並びに技術的な観点から工事の施工状況の確認及び技術的な評価を行うために定める。

(内 容)

第2条 工事の検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判断を行うとともに、工事の実施状況、出来形、品質、出来ばえについてその的確さ及び全体的な外観について評価を行うものとする。

(工事の実施状況の検査)

第3条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況並びに施工体制、施工状況及び安全管理等について各種の記録(写真、ビデオディスクによる記録を含む。以下「各種の記録」という。)と契約図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形及び品質の検査)

第4条 出来形及び品質の検査は位置、出来形寸法及び精度、出来形管理に関する記録、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比して適否の判断を行うとともに、その的確さについて評価する。その際、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は明石市契約規則第44条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

2 土木工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、土木請負工事必携、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、(いずれも兵庫県県土整備部監修 財団法人兵庫県街づくり技術センター発行)、土木工事共

通仕様書、土木工事施工管理基準等（いずれも農林水産省農村振興局整備部設計課）並びに管きょ更生工法における設計・施工管理のガイドライン（公益社団法人 日本下水道協会）、水道工事標準仕様書【土木工事編】（公益社団法人 日本水道協会）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第2に留意して行うものとする。

3 建築工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、公共住宅建設工事共通仕様書（編集 公共住宅事業者等連絡協議会）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第3に留意して行うものとする。

4 設備工事の出来形及び品質の検査は、特記仕様書等により特段の定めのない場合を除き、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、公共住宅建設工事共通仕様書（編集 公共住宅事業者等連絡協議会）、明石市廃棄物処理事業・下水道事業・水道事業プラント機械電気設備機器共通仕様書並びに工事共通仕様書、給水装置施工基準（明石市水道局）及びその他関係技術資料等に基づき、別表第4に留意して行うものとする。

（出来ばえの検査）

第5条 出来栄えの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について適否の判断を行うとともに、評価を行う。

（検査の方法）

第6条 別表第1から別表第4に掲げる検査方法については各号のとおりとする。

- （1） 「目」は目視及び聞き取りによる。
- （2） 「測」は現地測定、検査器具を用いての計測による。
- （3） 「写」は工事記録写真や記録映像による。
- （4） 「書」は施工計画書、施工体制台帳、出来形管理資料、各種試験成績書、承諾願、協議書、打合簿、取扱説明書、その他関係資料等による。

附 則

この実施要領は平成26年4月1日から適用する。

別表第1 工事の実施状況検査留意事項

検査項目	関係書類	内 容	検査方法				備 考
			書	写	目	測	
1 施工体制	施工体制台帳、 施工計画書	(1)施工体制一般について適 否を確認	○	○	○		中間出来高 検査、随時検 査時におい ては検査対 象物を検査 するために 最低限必要 な書類の提 出を受注者 に求め、確認 するものと する。
		(2)配置技術者等について適 否を確認	○	○	○		
		(3)その他について適否を確 認	○	○			
2 施工状況	施工計画書、実 施工程表、工事 打合せ簿、その 他関係書類	(1)施工管理について適否を 確認	○	○	○		
		(2)工程管理について適否を 確認	○		○		
3 安全管理	契約図書、安全 管理状況関係 書・記録簿、工 事打合せ簿、そ の他関係書類	安全管理一般について適否を 確認	○	○	○		
4 書類及び 写真整備状 況	関係書類、工事 等写真	(1)関係書類について適否を 確認（他に掲げるものを 除く。）	○				
		(2)写真について適否を確認		○			

別表第2 出来形及び品質検査留意事項(土木)

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1							
土工	1. 盛土	(1) 延長、高さ、幅、法長、法勾配の確認 (2) ベンチマーク、盛土各層の締め固め程度の確認 (3) 土質の適否及び雑物混入の確認 (4) 法面、天端等の不陸、肩通りの確認 (5) 施工状況の確認	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ 	
	2. 切取り及び掘削	(1) 延長、高さ、深さ、法長、法勾配の確認 (2) 切取り面上に雑木、切株、出岩の有無の確認	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
	3. 埋戻し	(1) 埋め戻し材及び各層の締め固め等施工状況の確認	○	○	○		
2							
基礎工	1. 栗石基礎、(再生)砕石基礎	(1) 各種材料の種類、規格形状、寸法の確認 (2) 延長、幅、厚さの確認 (3) 栗石(間隙材含む)、(再生)砕石の転圧等施工状況の確認	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○		
	2. 杭打工	(1) 基準高、配列、間隔、偏心及び数量の確認 (2) 使用材料の品質、規格、寸法、亀裂、錆の確認 (3) 打込み方法、根入れ深さ、打込み使用機種、杭頭処理状況、杭継手箇所の確認 (4) 支持力、支持層の確認	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ 	
	3. 鋼矢板工、コンクリート矢板工	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認 (2) 延長、天端高、法線の出入、傾斜、矢板天端の切り揃え状況の確認 (3) 打込み方法、根入り深さ、打込み使用機種、矢板継手箇所の施工状況の確認 (4) 切梁、腹起し、タイロッドの組方、取付け位置、締付け状況及び控え板の位置、寸法の確認	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ 	
	4. 井筒工	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認 (2) ヒビ割れ及び偏心の確認 (2) 荷重試験及び地耐力試験結果の確認	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○	
3							
構造物工	1. コンクリート構造物	(1) 構造物の延長、基準高、深さ、幅、厚さ、法長、法勾配の確認 (2) コンクリートの打継ぎ目、伸縮継手、仕上げ面の平滑性及び亀裂の確認 (3) 鉄筋の品質、規格、寸法、数量、配筋、かぶり、継手箇所等の確認 (4) 型枠の材料、形状、寸法の確認 (5) コンクリートの配合、打設数量、強度、打設状況、養生状況の確認 (6) あと施工アンカーの施工状況、固着強度の確認	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
	2. 鋼構造物	(1) 各種材料の材質、形状、寸法の確認 (2) 構造物の延長、基準高、幅員、形状、寸法、変位等の確認 (3) 溶接、ボルト接合等、曲げ加工等の確認 (4) 塗装の仕上げ状況、塗膜厚等の確認	○	○			
4							
舗装工	1. 路盤工	(1) 厚さ、幅、基準高、締固め状況、材料の粒度混合率、各種材料の材質、粒径の確認 (2) 既設構造物への損傷の確認 (3) 各試験結果の確認	○	○			
	2. コンクリート舗装工	(1) 各版の寸法、目地幅、延長、幅員、厚さ、縦横断勾配の確認 (2) 配合、打設数量、強度、打設状況、養生状況の確認 (3) 目地材のはみ出し、亀裂、仕上がり表面の確認	○	○	○	○	
	3. アスファルト舗装工	(1) 延長、幅員、厚さ、縦横断勾配の確認 (2) 種類、配合、数量の確認 (3) 転圧状況、温度管理、乳剤の散布状況、亀裂及び仕上がり（平坦性）状況の確認 (4) 既設道路、マンホール、弁栓類及び路肩等の取合い状況の確認	○	○	○	○	
5							
縁石、L型、U型側溝工	縁石、L型、U型側溝工	(1) 延長、基準高、幅、厚さ、法長、法勾配の確認 (2) コンクリート二次製品の種類、品質、外観、形状寸法の確認 (3) 現場打ちコンクリートの配合、打設数量、強度、打設状況、養生状況の確認 (4) 構造物の通り、ひずみ、据え付けの安定性、施工目地、既設構造物等の取り合いの良否、蓋受け部の不陸、凹凸の有無等施工状況の確認	○	○	○	○	
6							
防護柵工	防護柵工	(1) 延長、規格、形状、寸法の確認 (2) フェンス、ロープ、ボルト、レール、支柱等施工状況（基礎含む）の確認 (3) 鉄部防錆、塗装、既設構造物との取合い等の確認	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考		
			書	写	目	測			
7	橋梁工	(1) 各種材料の材質、形状、寸法、数量の確認 (2) 橋長、幅員、桁長、桁間隔、桁断面、縦横断勾配、高欄地覆等の形状、寸法、位置の確認 (3) 溶接、ボルト接合状況、伸縮継手の施工、支承部分取付け状況の確認 (4) 排水管、灯柱、歩車道境界等各種部材の取付け状況の確認 (5) 部材及びコンクリート強度等の確認 (6) 塗装及び塗膜厚等の確認 (7) 仮組立て状況の確認	○	○	○				
			○	○	○	○			
					○	○			
					○	○			
					○	○			
					○	○		○	○
					○	○		○	
8	浚渫工	(1) 位置、延長、基準高、施工断面の確認 (2) 土砂の運搬、処理状況の確認	○	○	○	○			
			○	○					
9	捨石及び均し工	(1) 主要材料の規格、種類、形状、寸法、数量の確認 (2) 均し状況の確認 (3) 延長、幅、法長、厚さの確認	○	○	○				
			○	○	○				
			○	○	○	○			
10	ケーソン及びブロック据付及び工	(1) 延長、基準高、法線、据付目地、間隔等の出来形及び施工状況の確認	○	○	○	○			
11	籠工	(1) 籠類の品質、形状、寸法、数量の確認 (2) 杭の打込み、詰石の状況の確認 (3) 延長、面積及び開口部、連結部の処理状況の確認	○	○	○	○			
					○	○			
						○		○	○
12	コンクリート擁壁工（床固め、水叩き工）	(1) 栗石基礎、（再生）砕石基礎、杭の形状、寸法（品質、径、末口、本数等）及び裏込状態の確認 (2) 延長、高さ、厚さ、法長、法勾配の確認 (3) 掘削の深さ、仕上げ面の状況（はらみ、亀裂、豆板等）の確認 (4) コンクリートの配合、打設数量、強度、打設状況及び養生状況の確認 (5) 目地、水抜き施工状況の確認	○	○	○				
			○	○	○	○			
					○	○			
					○	○			
						○		○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考	
			書	写	目	測		
13	石積（張）工、ブロック積工	(1) 基礎栗石、基礎杭、胴木、梯子、（再生）基礎砕石、基礎コンクリートの寸法の確認 (2) 延長、根入り、法長、法勾配の確認 (3) 水抜き孔の位置、数量、寸法、径の確認 (4) 足場、型枠工等の施工状況の確認 (5) 石積（張）の規格、形状、寸法の確認 (6) コンクリートの配合、裏込、胴込、厚さの確認 (7) 目地、はらみ、天端コンクリートの仕上げ、寸法の確認 (8) 野面石、雑割石、空積の間詰砂利の施工状況の確認	○	○	○	○		
			○	○	○	○		
			○	○	○	○		
			○	○	○	○		
			○	○	○	○		
			○	○	○	○		
			○	○	○	○		
			○	○	○	○		
14	芝付工	(1) 種類、面積、法長の確認 (2) 被覆土の種類、厚さ、芝串の寸法、芝間隔、寸法、土羽打施工、締め具合の確認 (3) 発芽、発育状況の確認	○	○	○	○		
			○	○	○	○		
					○			
15	植栽工	(1) 樹種、規格、樹形、本数の確認 (2) 客土の種類、肥料の数量の確認 (3) 支柱の規格、形状、取付け及び結束、防腐処理、養生の確認 (4) 枯木補償の確認	○	○	○	○		
			○	○	○			
				○	○			
			○					
16	公園施設 遊具施設工	(1) 遊具の安全基準との適合性の確認 (2) 使用材料の適切な品質確保、品質管理の確認	○	○	○	○		
			○					
17	下水管布設工	(1) 延長（起終点、各人孔間距離）、管路の縦断勾配、深さの確認 (2) 鏡及び懐中電灯により各人孔間の通り、漏水の有無及び内部清掃の確認 (3) 布設管の内部検査は管内入孔可能な管について目地仕上げ、亀裂、漏水の有無の確認 (4) 管の土被り及び掘削断面の確認 (5) 各管種の規格、形状、寸法、数量、仕上状況の確認 (6) 既設構造物との取合い状況、埋戻土の転圧、路面復旧の確認 (7) 取付管の布設状況の確認	○	○	○	○		
					○			
			○	○	○			
					○	○		
			○	○				
			○	○				

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
18	管更生工	(1) しわ、たるみ等の有無の確認 (2) 内面仕上状況、管口仕上の確認 (3) 管延長の確認 (4) 裏込材の確認 (5) 既設管への取付け状況 (6) 使用材料の品質、規格、形状、寸法、数量の確認法、数量の確認	○	○	○		
管更生工			○	○	○	○	
19	マンホール工（更生工含む）	(1) 形状、寸法、数量の確認 (2) 基礎工、管口、目地、インバート仕上げ、漏水の有無の確認 (3) 蓋、ブロック等の品質、規格、設置状況（足掛含む）の確認 (4) 路面との調整状況の確認 (5) 裏込材の確認	○	○	○	○	
マンホール工			○	○	○	○	
20	推進工、シールド工	(1) 使用材料の品質、規格、形状、寸法、数量の確認 (2) 延長、基準高、深さ、管勾配等の確認 (3) 地下湧水、管接合部からの漏水の有無の確認 (4) 立坑の形状、寸法、深さ及び基礎工、土留工、各補助工法等の施工状況の確認	○	○	○		
管きよ工			○	○	○	○	
21	水門、桶門、暗渠工	(1) 延長、形状、寸法及び縦断勾配の確認 (2) 基礎工、上下床版及び側壁厚の確認 (3) 鉄筋の形状、寸法、品質、配筋、型枠組立状況の確認 (4) コンクリートの強度、打継目の確認 (5) 通り、目地の仕上げ状況、亀裂及び漏水の有無の確認 (6) 上下流の取合い状況の確認 (7) ゲートの運転試験により止水時による漏水の有無、開閉時の機能の点検及び防錆処理（塗装、仕上げ）状況の確認	○	○	○	○	
水門、桶門、暗渠工			○	○	○	○	
22	ため池工	(1) 延長、基準高、高さ、幅、法長、法勾配、法線等の確認 (2) 築堤材料の品質、規格、数量等の確認 (3) 段切り、締固め状況の確認	○	○	○	○	
ため池工			○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
23	水道管布設工	(1) 材料の品質、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○		
水道管布設工		(2) 土被り、掘削断面の確認	○	○			
		(3) 管布設状況、延長、法線、管接合、地下埋設物との離隔等の確認	○	○	○		
		(4) 弁栓類の設置状況、芯出し、傾き、路面との調整状況の確認		○	○	○	
		(5) 仮配管設置及び撤去状況の確認		○	○		
		(6) 水圧テスト結果の確認	○	○			

※別表第2は、各工種の主要と目される部分を記載したものである

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1	一般 共 通 事 項	⑧材料試験成績書 材料規格証明書 出荷証明書等 納品書 試験結果報告書等 ⑨保証書 建築物の保守に関する説明書 機器取扱い説明書 見本 その他					
2		1. 施工状況	施工計画書 (1) 縄張り、ベンチマーク及び遣り方の確認 仮囲い・足場・シートの種類等の確認 (2) 揚重設備の設置届	○	○	○	○
3	土 工 事	施工計画書 (1) 安全性、施工方法、使用材料の確認 (2) 形状・寸法及び根切り底の確認 (3) 土質・締め固め・余盛 (4) 処理状況(場外)	○	○	○	○	・土質サンプル ・安全対策 ・再生資源利用計画書並びに同完了報告書
		1. 山留め 2. 根切り 3. 埋戻し及び盛土 4. 残土処分		○	○	○	○

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
5	鉄筋工事	施工計画書					<ul style="list-style-type: none"> ・ミルシート(荷札) ・材料試験(規格品外の場合) ・資格(技量)証明書 ・校正記録
1. 材料		(1) 種類・規格	○	○	○	○	
2. 施工状況		(2) 継手・定着・補強筋・かぶり厚	○	○		○	
3. ガス圧接		(3) 外観試験・抜き取り試験 ・超音波探傷試験報告書 ・引張試験報告書(特記) ・技量試験(特記)	○	○	○	○	
	4. 機械式継手	(4) 工法(特記)	○	○			
6	コンクリート工事	施工計画書					<ul style="list-style-type: none"> ・JIS工場認定書(写) ・納品伝票 ・塩化物量 ・アルカリ総量 ・温度補正 ・混和剤 ・供試体の本数及び養生方法 ・型枠の存置期間
1. 材料		(1) 品質、配合計画書	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 打継ぎ・養生 表面仕上がり状況等 型枠の種類・スリーブの材料 各種試験結果表 セパ処理 仕上がり精度	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
7		施工計画書					
鉄骨工事	1. 工場の資格	(1) 認定工場（指定のある場合）	○				・溶接技能者の資格 ・技量証明書(写) 非破壊検査は第三者機関による ・製作工場の表示 ・錆止め塗料の種類(特記) ・計測器の校正記録 ・工場自主検査記録
	2. 工作	(2)、施工図 加工・組立 UT検査	○	○			
	3. 材料	(3) 材質・形状 寸法（高力ボルト共） ミルシート、引張試験表（高力ボルト）	○	○	○	○	
	4. 施工状況	(4) 建方精度 高力ボルトの締め付け状況 ボルトの余長、マキングの確認 ブレースの緊張状況 塗装(防錆)、膜厚 耐火被覆、現場溶接 建方報告書、溶接試験結果表 スタッド曲げ試験	○	○	○	○	
8	I 補強コンクリートブロック造	施工計画書					
押出成形セメントブロック・ALCパネル・	1. 材料	(1) 種類・厚さ コンクリート・鉄筋	○	○	○	○	検査方法は、鉄筋及びコンクリート工事に準じる
	2. 施工状況	(2) 配筋・継手・端部の固定状況 目地詰め・がりょう	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
	II ALCパネル 1. 材料 2. 施工状況	施工計画書 (1) 材料 規格・形状・寸法 取付金物の材質 シーリング材の種類	○	○	○	○	・耐火目地材 (耐火構造)
	III 押出成形 セメント板 1. 材料 2. 施工状況	(2) 施工状況 開口部補強 <u>シーリング材の施工</u> 溶接部の処理 防錆処理	○	○	○	○	
9	I アスファルト防水 1. 材料 2. 施工状況	施工計画書 (1) 工法及び工程 (2) 下地状況 立上り・入隅・出隅 ・ドレン・パイプ回りの処理 水溜りの有無	○	○	○	○	・保証書 ・水張試験 (特記) ・シーリング材の種類 ・配管類の防水 ・端部の締付け ・伸縮目地 (保護層)の位置
防水工事	II 合成高分子系ルーフィングシート防水 1. 材料 2. 施工状況	施工計画書 (1) 種別及び工程 (2) 下地状況 立上り・入隅・出隅 ・ドレン・パイプ回り ・継目等の処理 フクレ・水溜りの有無 ・重ね巾の確認	○	○	○	○	・保証書 ・水張試験 (特記)

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
9	III 塗膜防水	施工計画書					
防水工事	1. 材料	(1) 種別及び工程	○	○	○	○	・保証書 ・水張試験 (特記) ・材料の使用量
	2. 施工状況	(2) 下地状況 ・立上り、入隅、出隅、ドレン、 パイプ回りの処理 ・フクレ、水溜り、 ピンホールの有無、塗厚さ ・補強クロスの重ね巾	○	○	○	○	
	IV シーリング						
	1. 材料	(1) 種類・規格・有効期限	○	○	○	○	・被着体との 適合性 ・接着性試験 (特記)
	2. 施工状況	(2) 硬化状態・接着状態・厚さ フクレ	○	○	○	○	
10		施工計画書					
石工事	1. 材料	(1) 種類・色調・形状・寸法	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 工法 施工図 取付け金物の種類及び取付状態 仕上げの種類・養生・清掃	○	○	○	○	
11		施工計画書					
タイル工事	1. 材料	(1) 種類・形状・寸法 施工図・見本	○	○	○	○	打診
	2. 施工状況	(2) 工法・仕上り・目地詰め 割れ・引張試験・浮き・清掃 養生時間（期間） 引張試験結果報告書 ・引張接着強度（屋外） 0.4N/mm ² 以上 ・型枠先付けの場合 0.6N/mm ² 以上	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
12	木 工 事	施工計画書					・ホルムアルデヒド 放散量（特 記） ・含水率（特 記）
		1. 材料 (1) 種類・寸法・ 施工図・JAS の確認 防腐、防蟻処理（特記）	○	○	○	○	
		2. 施工状況 (2) 工法及び取付け 仕上り・養生 金物取り付け状態（構造用） 床鳴りの有無（歩行確認）	○	○	○	○	
13	屋 根 及 び と い 工 事	I 屋根工事	施工計画書				風圧力（特 記） 積雪荷重（特 記）
		1. 材料 (1) 規格・形状・寸法 施工図	○	○	○	○	
		2. 施工状況 (2) 棟・けらば・軒先 傷・汚れ	○	○	○	○	
		II とい工事	施工計画書				
		1. 材料 (1) 種別・形状・寸法	○	○	○	○	
		2. 施工状況 (2) とい受け金物 下り止め 防露材	○	○	○	○	
14	金 属 工 事	施工計画書					品質証明書 （特記） ボルトの余 長（手すり及 びタラップ）
		1. 材料 (1) 仕様・材質・形状・寸法	○	○	○	○	
		2. 加工状況 (2) 表面処理状況ほか	○	○	○	○	
		3. 施工状況 (3) 軽量鉄骨天井、壁下地の溶接跡 処理及び天井振れ止め及び下り 壁部分の補強の有無 開口部補強 手すり（高さ） 笠木等取り付け状況	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考	
			書	写	目	測		
15 左官工事	I 左官工事	施工計画書					・製造所の仕様 ・打診	
	1. 材料	(1) 品質(混和剤・有効期限)	○	○	○	○		
	2. 施工状況	(2) 浮き・亀裂・仕上げ状態・塗厚	○	○	○	○		
	II 吹付工事 (ロックウール共)	施工計画書						
1. 材料	(1) 材質・品質・配合・厚さ	○	○	○	○	・製造所の仕様		
2. 施工状況	(2) 下地調整 吹きむら・模様くずれ・浮き ピンホール・亀裂・剥離 造膜不良 ・確認ピン (ロックウール)	○	○	○	○	・見本塗り		
16 建具工事	I 金属	施工計画書、施工図					・製作所の仕様 ・工場自主検査記録	
	1. 材料及び 金物の種類	(1) 材質・規格・形状・寸法 付属金物	○	○				
	2. 施工状況	(2) 性能・機能 建付、きず、清掃、作動確認 鋼板類の厚さ、性能試験報告書	○	○	○	○		
	II 木	施工計画書、施工図						
	1. 材料及び 金物の種類	(1) 材質 形状・寸法・含水率・付属金物	○	○	○	○		・工場自主検査記録
	2. 施工状況	(2) 機能 建付・そり・きず・ひずみ・ 作動確認	○	○	○	○		
III ガラス	施工計画書					・工場自主検査記録		
1. 材料	(1) 種類・厚さ 網入硝子の防錆処理 留材の種類	○	○	○	○			
2. 施工状況	(2) 取り付け状態 損傷、清掃	○	○	○	○			

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
16	IVシャッター (オーバーヘッドドア共) 1. 材料 2. 施工状況	施工計画書、施工図 (1) 規格・材質・形式・寸法 (2) 機能 取り付け状況・作動確認	○	○	○	○	・工場自主検査記録 ・防火防煙(特記) ・安全装置(電動式)
建具工事							
17	1. 材料 2. 施工状況	施工計画書 (1) 材質・規格・形状・寸法 性能(特記) (2) 取り付け金物 溶接部の防錆処理 取付許容値	○	○	○	○	・工場自主検査記録
カーテンウォール工事							
18	1. 材料 2. 施工状況	施工計画書 (1) 規格・種類・品質 (2) 色むら、刷毛目、汚れ、しわ 亀裂、ふくれ、ピンホール ちぢみ、含水率、PH 塗布量の管理 養生時間(期間)の管理	○	○	○	○	・製造所の仕様 ・塗り工程(見本塗り) ・ホルムアルデヒド 放散量(特記)
塗装工事							

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
19	V 壁紙張り	施工計画書					・ホルムアルデヒド放散量(特記) ・防火材料の認定表示
内装工事	1. 材料	(1) 品質・種類	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 浮き・はがれ・ふくれ・しわ 破れ・汚れ	○	○	○	○	
	VI 畳敷き	施工計画書					・防虫処理(特記) 公共住宅共通仕様書
	1. 材料	(1) 種別	○	○	○	○	
2. 施工状況	(2) 段違い・隙間・不陸・畳表の傷 汚れ・取手・各部取合いの納まり	○	○	○	○		
VII カーペット敷き	施工計画書					・帯電防止(特記) ・防炎性能表示	
1. 材料	(1) 品質・種類・厚さ	○	○	○	○		
2. 施工状況	(2) 工法(接着・グリッパー) 浮き・継目処理・出隅・入隅 汚れ	○	○	○	○		
VIII 断熱・防露	施工計画書					・現場保管状況 ・製造所の仕様	
1. 材料	(1) 種類・厚さ	○	○	○	○		
2. 施工状況	(2) 工法・継目処理・欠損の有無 コーン跡処理	○	○	○	○		
20	I ユニット	施工計画書					・製造所の仕様 ・工場自主検査記録 ・品質証明書
ユニット及びその他工事	工事等	施工計画書					
1. 材料	(1) 種類・色・形状・寸法・数量・仕様(特記)	○	○	○	○		
2. 施工状況	(2) 仕上がり・作動確認・取付方法 傷の有無	○	○	○	○		

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
20	II プレキャストコンクリート工事	施工計画書					・工場自主検査記録
ユニット及びその他工事	1. 材料	(1) 鉄筋径・取付金物 コンクリート配合計画書	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 形状・寸法・仕上げ・傷 ひずみ・気泡	○	○	○	○	
	III 間知石及びコンクリート間知ブロック積み	施工計画書					品質証明書
	1. 材料	(1) 材質・形状・寸法	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 高さ・幅・長さ・勾配・汚れ	○	○	○	○	
21	排水工事	施工計画書					泥だめ深さ 150mm以上 通水試験
	1. 材料	(1) 規格・種類・形状・寸法・数量	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 勾配 柵(蓋共)の損傷 排水管と柵接合部のモルタル詰	○	○	○	○	
22	I 共通事項	施工計画書	○				
舗装工事 (構内舗装を対象)	II 路床・路盤	(1) 種別・規格・厚さ・締固め CBR試験 (特記) 路床締固め度試験 JISA1214による試験 (特記) 砂の粒度試験 JISA1210による試験 (特記)	○	○	○	○	

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
22	Ⅲ アスファルト舗装						
舗装工事 (構内舗装を対象)	1. 材料	(1) 各材料の種別及び数量 配合計画書、品質証明書	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 平坦性・勾配・締固め 敷均し時の温度・舗装厚 面積測定 コア抜き試験、2,000 m ² 以下 3か所、抽出試験(特記) 敷均し時の温度 110 度以上	○	○	○	○	
	Ⅳ コンクリート舗装						
舗装工事 (構内舗装を対象)	1. 材料	(1) 強度 配合計画書、 コア抜き試験結果報告書	○	○	○	○	コア抜き試験 500 m ² ごと 1 か所
	2. 施工状況	(2) 平坦性・勾配・目地処理 舗装厚・面積測定	○	○	○	○	
	Ⅴ ブロック系舗装						
舗装工事 (構内舗装を対象)	1. 材料	(1) 材質・種類・形状・寸法	○	○	○	○	
	2. 施工状況	(2) 平坦性・クッション材の厚さ	○	○	○	○	
	23						
植栽工事	1. 材料	施工計画書 (1) 種類・数量・高さ・幹周 枝張り	○	○	○	○	・枯木補償書 ・支柱の種類 (特記)
	2. 植栽状況	(2) 樹姿・保護・養生	○	○	○	○	・透水性及び 土壌硬度の 確認

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
24	1. 一般事項	施工計画書、施工報告書					
解体撤去工事		(1) 仮設工事の内容 (2) 解体手順及び方法 (3) 建設廃棄物の処理 (4) 特別管理産業廃棄物の処理 (5) アスベスト含有建材の除去及び処理 (6) 電気・ガス・給排水管の切断処置及び安全確認 (7) 残存建物の処置 及び解体跡地の安全確認 (8) 施工中の安全確保 (9) 施工中の環境保全 確認書類及び法令 ・ 許可書(写) ・ 建設リサイクル法 ・ 廃棄物処理法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 大気汚染防止法 ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律 ・ 建設副産物適正処理推進要綱 ・ 建築基準法 ・ 労働安全衛生法 ・ その他関係法令等	○	○	○	○	
25	1. フェンス	(1) 種類・各寸法(基礎・網目共) 延長・鋼材・切断小口処理 基礎のぐらつき 門扉の可動状態 ・ 構成部材 JISA6518 (特記) ・ ひし形金網 JISG3552 (特記)	○	○	○	○	・ 製作所の仕様 公共住宅共通仕様書
その他工事							

※別表第3は、各工種の主要と目される部分を記載したものである。

別表第4 出来形及び品質検査留意事項（設備）

全設備工事共通事項							
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 一般共通事項 (電気・機械設備)	1. 契約書の写し 変更契約書の写し 設計図書	(1) 設計図書に基づき検査する	○	○	○	○	
	2. 配置技術者届 施工体系図 施工体制台帳	(1) 施工体系図、建設業許可証の写し、下請契約書、経歴書、資格内容の確認	○				
	3. 主要資材	(1) (建築) メーカーリストと整合の確認 (プラント) 機器製作会社承諾書の確認	○				
	4. 実施工程表	(1) 進捗状況及び出来高の確認 (2) 主要機器の搬入時期及び据付時期 (3) 各種試験の実施時期 (4) 試運転調整期間	○				
	5. 官公庁への手続き	(1) 官公庁への届け出書類 (2) 工事実績情報の登録（コリンズ）	○				
	6. 発生材	(1) 発生材の処理方法（有価物含む） (2) 特別管理産業廃棄物の有無（PCB等）	○	○			
	7. 施工計画書	(1) 施工体制 (2) 現場仮設計画 (3) 施工方法（工種別施工計画） (4) 品質管理計画 (5) 検査計画 (6) 写真計画 (7) 安全管理計画 (8) 公害対策 (9) 災害発生時に対する処置方法	○				
	8. 施工図 機器承諾図	(1) 関連工事との取り合い (2) 設計図書との整合	○				
	9. 予備品 付属品	(1) 工種別、規格別、機材別数量確認	○		○		

全設備工事共通事項

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 一般共通事項 (電気・機械設備)	10. 機器搬入記録		○	○			
	11. 工事打合せ書	(1) 監督員との協議事項 (2) 設計変更、現場変更処理の状況	○ ○				
	12. 完成図書	(1) 自主検査記録（施工中、完成時） (2) 試験成績書（種類、項目等） (3) 完成図（機器、工事共） (4) 取扱説明書 (5) 工事写真	○ ○ ○ ○			○	

建築電気設備工事								
工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考	
			書	写	目	測		
1 配管配線工事等	1. 配管 地中配管	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 認定工法の施工要領書	
		(2) 配管の接続状況の確認		○	○			
		(3) 配管の支持間隔、取付状況の確認及び他の設備配管等との取合状況の確認			○	○		
		(4) ボックス等の位置及び取付状態の確認		○	○			
		(5) 管端部の処置の確認		○	○			
		(6) 防火区画等貫通部の施工状態の確認	○	○	○	○		
		(7) 各場所接地工事の確認		○	○			
		(8) 埋設管の施工状況及び埋設シート、埋設標の確認		○	○	○		
		(9) 掘削及び埋戻しの確認		○	○	○		
		(10) ハンドホール据付状況の確認		○	○	○		
		(11) 建柱状況の確認		○	○	○		
	2. 配線 架空配線	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 接続材料の要領書 材料承諾書 測定記録、成績書 成績書	
(2) 接続及び絶縁処理状態の確認		○	○	○				
(3) 支持方法及び支持間隔の確認			○	○	○			
(4) 高低圧及び他の工作物との離隔距離の確認				○	○			
(5) ガスその他の配管との保安処理の確認			○	○	○			
(6) 末端処理の確認		○	○	○				
(7) 絶縁抵抗の測定		○	○		○			
(8) 色別の確認			○	○				
(9) 高圧配線の耐圧試験		○	○		○			
(10) 表示の確認			○	○				
3. 塗装	(1) 種類の確認	○	○			材料の規格資料及び施工要領書		
	(2) 塗装施工状況の確認	○	○	○				
4. 設備基礎等	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○		配合報告書、伝票、ミルシート等		
	(2) 仕上げ状態の確認		○	○				

建築電気設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 盤関係工事	1. 盤・ボックス	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認 (2) 位置と取付及び据付状態の確認 (3) 外観及び塗装の確認 (4) 内部配線状態及び清掃の確認 (5) 機能試験 (6) 接地の確認	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 試験成績書
3 接地工事	1. A,B,C 及び D 種	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認 (2) 埋設極の位置の確認 (3) 接地線の保護の確認 (4) 埋設部分の埋戻し状態の確認 (5) 各接地の埋設表示の確認 (6) 接地抵抗の測定	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	搬入写真等 測定記録
4 電灯コンセント工事	1. 電灯、コンセント、スイッチ、その他	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認 (2) 位置と取付状態の確認 (3) 配線と器具類との接続状態の確認 (4) 各種試験、照度測定結果の確認 (5) 各種接地工事の確認 (6) 外観及び塗装の確認 (7) 外灯柱基礎の確認	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	搬入写真等 測定記録（点灯、極性等） 耐風圧計算
5 動力設備工事	1. 設備機器（電動機、その他）	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認 (2) 位置と取付及び据付状態の確認 (3) 運転状態（振動、騒音、過熱、安全性等）の確認 (4) 各種接地工事の確認 (5) 外観及び塗装の確認 (6) 機能試験	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	搬入写真等 運転記録 試験成績書

建築電気設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
6 受変電設備工 事	1. 配電盤、キュービクル	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 機器完成図
		(2) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	
		(3) 外観及び塗装の確認		○	○	○	
		(4) 母線相互の離隔距離の確認	○	○		○	
		(5) 内部配線状態及び清掃の確認			○	○	
		(6) 施錠装置及び危険表示板等安全装置の確認			○	○	
		(7) 機能試験	○	○	○	○	
		(8) 絶縁及び耐圧試験	○	○		○	
		(9) 接地の確認		○	○		
		(10) 保護協調の確認	○				
		(11) 取扱説明書の確認	○		○		
	2. 遮断器 開閉器	(1) 型式、容量、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 成績書
		(2) 取付及び据付状態の確認		○	○		
		(3) 電路と接続状態の確認		○	○		
		(4) 動作状態の確認	○	○	○		
	3. 設備機器 (変圧器、コンデンサ、その他)	(1) 型式、規格、容量、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 試験成績書 運転記録
		(2) 取付及び据付状態の確認		○	○		
		(3) 機能試験	○	○		○	
		(4) 運転状態（異音、異臭、安全性等）の確認	○	○	○		
	4. 継電器、計器	(1) 型式、規格、数量の確認	○	○	○		完成図等 動作記録
(2) 取付及び配線状態の確認			○	○			
(3) 動作状態の確認		○	○	○			
5. 接地工事	(1) 各種接地工事の確認		○	○			

建築電気設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
7 電力貯蔵設備 工事	1. 直流電源設備、交流無停電電源装置	(1) 型式、規格、容量、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 試験成績書 測定記録、成績書 運転記録
		(2) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	
		(3) 外観及び塗装の確認		○	○	○	
		(4) 内部配線状態及び清掃の確認			○	○	
		(5) 機能試験	○	○	○	○	
		(6) 絶縁試験	○	○		○	
		(7) 接地の確認			○	○	
		(8) 運転状態（異音、異臭、安全性等）の確認	○	○	○		
		(9) 取扱説明書の確認	○		○		
8 発電設備工事	1. 発電設備機器	(1) 型式、規格、容量、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 試験成績書 運転記録 測定記録、成績書
		(2) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	
		(3) 外観及び塗装の確認			○	○	
		(4) 内部配線状態及び清掃の確認			○	○	
		(4) 機能試験	○	○	○	○	
		(5) 運転状態の確認（騒音、振動、安全性等）	○	○	○	○	
		(6) 絶縁及び耐圧試験	○	○		○	
		(7) 接地の確認			○	○	
(8) 取扱説明書の確認	○		○				

建築電気設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
11 中央監視制御 設備工事	1. 警報盤、監視 操作装置、信号処 理装置、記録装置	(1) 形式、規格、形状、寸法、 容量、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録
		(2) 位置と取付及び据付状態 の確認	○	○	○	○	
		(3) 外観及び塗装の確認		○	○		
		(4) 接続状態及び清掃の確認		○	○		
		(5) 制御画面(CRT)及び帳票 の確認	○	○	○		試験成績書
		(6) UTP ケーブル及び光ファ イバーケーブルの伝送品質 測定	○	○		○	測定記録
		(7) 機能及び性能試験（表示 状態含む総合動作確認）	○	○	○	○	試験成績書
		(8) 取扱説明書の確認	○		○		

建築機械設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 配管工事等	1. 配管 埋設配管	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等 認定工法の施工要領書 材料承諾書等
		(2) 配管接続状況の確認		○	○		
		(3) 配管の支持間隔、取付状況及び他の設備配管等との取合状況の確認		○	○	○	
		(4) 防火区画等貫通部の施工状態の確認	○	○	○	○	
		(5) 建築物導入部、エキスパンジョイント部の確認	○	○	○	○	
		(6) 排水管及び通気管の勾配の確認		○	○	○	
		(7) 配管相互及び他設備との離隔の確認		○	○	○	
		(8) 掘削及び埋戻しの確認		○	○		
		(9) 埋設シート等の施工状態の確認		○	○	○	
		(10) 防食処置の確認		○	○		
		(11) 水圧試験、気密試験	○	○	○	○	
	2. 保温	(1) 種類、規格、形状、寸法の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 防火区画等貫通部の施工状態の確認		○	○	○	
	3. スリーブ	(1) スリーブの大きさ、位置、補強の確認		○	○	○	
	4. 塗装	(1) 種類の確認	○	○			材料の規格資料及び施工要領書
(2) 塗装施工状況の確認		○	○	○			
5. 設備基礎等	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○		配合報告書、伝票、ミルシート等	
	(2) 仕上げ状態の確認		○	○			

建築機械設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 給排水衛生設備工事	1. 給水設備 揚水設備等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(4) 水量調整良否及び漏水の確認		○	○		
		(5) メーター、弁、ボックス等位置及び仕上の確認		○	○	○	分析結果報告書 試験成績書
		(6) 水質試験	○	○		○	
		(7) 機能試験	○	○	○	○	
		(8) 取扱説明書の確認	○		○		
	2. 衛生器具 排水設備等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○
(2) 外観及び塗装の状態の確認				○	○		
(3) 位置と取付及び据付状態の確認			○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
(4) 汚水柵据付の確認及びインバート施工状況				○	○		
(5) 通水状態の確認			○	○	○	○	試験成績書 認定工法の施工要 領書 試験成績書
(6) 防火区画等貫通部の施工状態の確認			○	○	○		
(7) 機能試験及び満水試験			○	○	○	○	
(8) 取扱説明書の確認			○		○		
3. 温水発生機等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(4) 機能試験	○	○	○	○	
		(5) 安全装置の確認	○	○	○	○	試験成績書 試験成績書
		(6) 取扱説明書の確認	○		○		

建築機械設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 給排水衛生設備工事	4. 排気筒	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認 (2) 外観の状態の確認 (3) 接続状態の確認 (4) 排気筒の支持間隔、取付状況及び他の設備配管との取合状況の確認	○	○	○	○	搬入写真等
	5. 消火設備	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認 (2) 外観及び塗装の状態の確認 (3) 位置と取付及び据付状態の確認 (4) 機能試験 (5) 安全装置の確認 (6) 取扱説明書の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 試験成績書 試験成績書
	6. タンク	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認 (2) 付属品の確認 (3) 外観及び塗装の状態の確認 (4) 位置と取付及び据付状態の確認 (5) 吐水口及び排水口空間と防虫網の確認 (6) 各種試験の確認 (7) 消毒の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 機器完成図等 試験成績書

建築機械設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
3 空気調和設備 工事	1. 空調及び換気 設備 温水発生機、冷凍 機、換気ファン、 送風機、空冷ヒー トポンプエアコ ン等	(1) 型式、規格、容量、形状、 寸法、構造、数量、製造番号 の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録
		(2) 外観及び塗装の状態の確 認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態 の確認	○	○	○	○	
		(4) 給気口や排気口位置の確 認	○	○	○	○	
		(5) 機能試験	○	○	○	○	試験成績書
		(6) 安全装置の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(7) 取扱説明書の確認	○		○		
		(8) 付属品の確認		○	○		
	2. 自動制御設備	(1) 型式、規格、容量、形状、 寸法、構造、数量、製造番号 の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録
		(2) 外観及び塗装の状態の確 認		○	○		
		(3) 位置、取付及び据付状態 の確認	○	○	○	○	
		(4) 機能試験	○	○	○	○	試験成績書
		(5) 絶縁抵抗の測定	○	○		○	測定記録
		(6) 接地の確認		○	○		
		(7) 防火区画等貫通部の施工 状態の確認	○	○	○	○	認定工法の施工要 領書
		(8) 取扱説明書の確認	○		○		
	4. 冷却塔	(1) 型式、規格、容量、形状、 寸法、構造、数量、製造番号 の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録
		(2) 外観及び塗装の状態の確 認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態 の確認	○	○	○	○	
		(4) 機能試験及び飛散、騒音 の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(5) 取扱説明書の確認	○		○		

建築機械設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
3 空気調和設備 工事	5. 煙道	(1) 種類、形状、寸法、数量 の確認 (2) 外観の状態の確認 (3) 煙道接続状態の確認 (4) 煙道の支持間隔、取付状 況及び他の設備配管等との取 合状況の確認 (5) 勾配の確認	○	○	○	○	搬入写真等
	6. ダクト ダンパ 吹出口 吸込口	(1) 種類、形状、寸法、数量 の確認 (2) 外観及び塗装の状態の確 認 (3) ダクト接続状態の確認 (4) ダクトやダンパ等の支持 間隔、取付状況及び他の設備 配管等との取合状況の確認 (5) 防火区画等貫通部の施工 状態の確認	○	○	○	○	搬入写真等 防火ダンパ等の機 器完成図
4 ガス設備工事		(1) 型式、規格、容量、形状、 寸法、構造、数量、製造番号 の確認 (2) 外観及び塗装の状態の確 認 (3) 位置と取付及び据付状態 の確認 (4) 気密試験及び点火試験結 果の確認 (5) 防火区画等貫通部の施工 状態の確認 (6) 建築物導入部、エキスパ ンジョイント部の確認 (7) 取扱説明書の確認	○	○	○	○	搬入写真等 耐震計算書、引抜 検査記録 試験成績書

建築機械設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
5 昇降機設備工 事	1. エレベータ等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 外観及び塗装の状態の確認		○	○		
		(3) 位置と取付及び据付状態の確認	○	○	○	○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(4) 配管、配線の接続状態の確認		○	○		
		(5) 配管及び配線の支持間隔、取付状況の確認		○	○	○	
		(6) 絶縁抵抗の測定	○	○		○	測定記録、成績書
		(7) 運転状態の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(8) 安全装置動作の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(9) 取扱説明書の確認	○		○		

プラント機械電気設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
1 機器製作工事	1. ポンプ ブロワ 送風機 制水扉 空気圧縮機 配電盤 脱水機 等	(1) 型式、規格、容量、形状、寸法、構造、数量、製造番号の確認	○	○	○	○	工場試験成績書、 ミルシート等
		(2) 塗装の確認	○	○	○	○	工場試験成績書
		(3) 性能の確認	○	○	○	○	〃
		(4) 銘板の確認		○	○		
		(5) その他各種検査の確認	○	○	○	○	工場試験成績書
2 据付工事	1. 機器据付工事	(1) 基礎ボルト施工状況の確認	○	○	○		材料承諾書等
		(2) 引張強度検査	○	○		○	耐震計算書、引抜 検査記録
		(3) 据付精度	○	○		○	据付記録
	2. 設備架台工事	(1) 規格、形状、寸法、構造、数量の確認	○	○	○	○	ミルシート等
		(2) 基礎ボルト施工状況の確認	○	○	○		材料承諾書等
		(3) 引張強度検査	○	○		○	耐震計算書、引抜 検査記録
	3. 設備基礎工事	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	配合報告書、伝票、 ミルシート等
		(2) 基礎アンカー施工状況の確認	○	○	○		耐震計算書、引抜 検査記録
		(3) 仕上げ状態の確認		○	○		
	4. 配管工事	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認	○	○	○	○	搬入写真等
		(2) 配管接続状況の確認		○	○		
		(3) 支持方法及び支持間隔の確認		○	○	○	
(4) 防火区画等貫通部の施工状態の確認		○	○	○	○	認定工法の施工要 領書	
(5) 建築物導入部、エキスパンジョイント部の確認		○	○	○	○	材料承諾書等	
(6) 排水管の勾配の確認			○	○	○		
(7) 配管相互及び他設備との離隔の確認			○	○	○		
(8) 各種試験		○	○	○	○	試験成績書	
(9) 貫通部保護の確認			○	○	○		

プラント機械電気設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
2 据付工事	5. ダクト工事	(1) 種類、形状、寸法、数量の確認 (2) 外観及び塗装の状態の確認 (3) ダクト接続状態の確認 (4) ダクト支持方法及び支持間隔の確認 (5) 防火区画等貫通部の施工状態の確認 (6) 貫通部保護の確認	○	○	○	○	搬入写真等 防火ダンパ等の機器完成図
	6. 塗装工事	(1) 種類、規格の確認 (2) 塗装工程の確認 (3) 仕上げ状況の確認 (4) 各種明示の確認	○	○	○	○	材料の規格資料等
	7. 配線路工事	(1) 種類、形状、寸法、構造、数量の確認 (2) 他設備との離隔の確認 (3) 配管接続状態の確認 (4) 支持方法及び支持間隔の確認 (5) 貫通部保護の確認 (6) ケーブルラックの伸縮対策の確認 (7) 埋設管の施工状況及び埋設シート、埋設標の確認	○	○	○	○	搬入写真等
	8. 配線・接地工事	(1) 種類、規格、形状、寸法、数量の確認 (2) 支持方法及び支持間隔の確認 (3) 銘板、表示の確認 (4) 高圧ケーブルの絶縁耐力試験 (5) 絶縁抵抗の測定試験 (6) ネジ増締め状況の確認 (7) 接地抵抗の測定	○	○	○	○	搬入写真等 測定記録 " 確認記録等 測定記録

プラント機械電気設備工事

工種	検査項目	検査内容	検査方法				備考
			書	写	目	測	
3 試運転調整工 事	1. 共通	(1) 処理能力の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(2) 振動、騒音の測定	○	○		○	測定記録
		(3) 性能、機能の確認	○	○	○	○	試験成績書
		(4) 組み合わせ試験	○	○	○	○	〃
		(5) 保護装置試験	○	○	○	○	〃
	2. 機械設備	(1) 軸受けの振動、温度測定	○	○		○	試験成績書
		(2) 効率測定	○	○		○	〃
	3. 駆動機関 配電盤	(1) 燃料消費率試験	○	○		○	試験成績書
		(2) 軸受けの振動、温度測定	○	○		○	〃
		(3) 排気ガスの温度測定	○	○		○	〃
		(4) 効率測定	○	○		○	〃
		(5) 負荷変動試験	○	○	○	○	〃
	4. 直流電源装置 (CVCF 含) 発電設備	(1) 実負荷試験	○	○	○	○	試験成績書
		(2) 動作試験	○	○	○	○	〃
	5. 計装品	(1) 測定精度試験	○	○		○	試験成績書
		(2) 収支試験	○	○		○	〃

※別表第5は、各工種の主要と目される部分を記載したものである。

明石市工事成績評定要領

(本文のみ)

明石市工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定。以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づく工事成績の評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評定対象の工事)

第2条 評定は、要綱第11条第2項に規定する工事以外の工事について行うものとする。ただし、第4条第4項については、当初請負金額が1件1,000万円未満の工事には適用しない。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、明石市契約規則（平成5年規則第10号）第38条に規定する検査員及び同規則第34条に規定する監督職員とする。

2 監督職員は、工事成績の評定結果について工事主管課長の承認を受けるものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。ただし、施工時期、場所及び工事主管課が同一である工事その他の関連性の高い工事が2以上あるときは、当該工事のうち主たる工事について一括評定を行うことができる。

2 評定は、監督又は検査において確認した事項に基づき、評定者ごとの的確かつ公正に行うものとする。この場合において、評定者となる監督員又は検査員が複数いるときは、それらの者が協議の上行うものとする。

3 評定者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める基準に基づき、当該各号に定める工事成績表により評定を行うものとする。

(1) 土木工事 評定運用基準表（土木）（別表第1） 工事成績表（土木）（様式第1号）

(2) 建築工事 評定運用基準表（建築）（別表第2） 工事成績表（建築）（様式第2号）

(3) 設備工事 評定運用基準表（設備）（別表第3） 工事成績表（設備）（様式第3号）

4 評定にあたっては、次の各号に掲げる施工プロセスチェックリストを考慮するものとする。

(1) 土木工事 施工プロセスチェックリスト 土木（別紙—1）

(2) 建築工事、建築設備工事 施工プロセスチェックリスト 建築・建築設備
(別紙—2)

(3) プラント設備工事 施工プロセスチェックリスト プラント設備 (別紙—
3)

(評定の区分)

第5条 評定の区分は、次に掲げるとおりとする。

ランク	A (特に優れて いる)	B (優れている)	C (普通である)	D (やや劣る)	E (劣る)
評定点	100～85	84～75	74～65	64～55	54～

(評定点の通知)

第6条 工事検査を所管する課長又は担当課長(以下「工事検査担当課長」という。)

(工事検査担当課長を置かない場合にあっては、財務室長。以下同じ。)は、評
定を行った工事の受注者に対し、前条の規定による評定点を書面(工事成績評定
表)により通知するものとする。

(評定点の修正)

第7条 工事検査担当課長は、第6条の通知を行った後、瑕疵が判明した場合等で
修正すべきと認める場合は、当該評定点を修正することができる。

2 前条の規定は、前項の修正が完了したときの通知及び公表について準用する。

(評定点の公表)

第8条 第6条の規定に基づき受注者に通知した評定結果を工事検査担当のホーム
ページへの掲載による方法により公表するものとする。ただし、一括評定の副工
事は除く。

2 掲載の内容は、工種、工事名、受注者名、請負金額、工期、完成検査日、評定
結果及びその他とする。

3 掲載は、完成検査の完了した日の翌月に行うものとし、掲載期間は翌年度の同
一月の掲載の更新日までとする。

附 則 (平成16年6月8日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

(明石市工事成績評定要領等の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 明石市工事成績評定要領(平成5年10月1日制定)

(2) 工事成績評定点通知実施要領(平成10年4月1日制定)

附 則(平成21年4月1日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第1項及び第3項並びに第7条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月26日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月24日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項及び第4項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日制定）

（施行期日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日制定）

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第6条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月15日制定）

（施行期日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

明石市施工プロセスチェックリスト
に基づくチェック実施要領
(本文のみ)

明石市施工プロセスチェックリストに基づくチェック実施要領

(目的)

第1条 この要領は、明石市工事監督要項（平成31年3月14日制定）第4条第1項に規定する施工に必要な書類等である施工プロセスチェックリストに基づくチェックの実施（以下「プロセスチェック」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(プロセスチェック対象の工事)

第2条 プロセスチェック対象の工事は、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）第52条第1号に規定する工事とする。

(プロセスチェックの方法)

第3条 監督職員は、工事の着手前、施工中、変更時及び完成時において、契約書、設計図書、施工に必要な書類及び現場の状況等を踏まえ、プロセスチェックを行うものとする。

2 プロセスチェックを行う者は、その結果を施工プロセスチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に記入しなければならない。

3 監督職員は、必要に応じ次の各号に掲げる処理を行わなければならない。

(1) プロセスチェックにおいて、その内容に不備があった場合は、受注者に口頭指示を行うものとする。

(2) 口頭指示により改善がみられない場合は、受注者に文書による注意を行うものとする。

4 プロセスチェックに疑義が生じた場合は、監督員がプロセスチェックを行った場合は、工事主管課の長（以下「主管課長」という。）又は主任監督員、主任監督員がプロセスチェックを行った場合は、主管課長の確認のうえ行うものとする。

5 チェックリストは、完成検査まで監督職員が管理する。

6 監督職員は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるチェックリストによりプロセスチェックを行うものとする。

(1) 土木工事 施工プロセスチェックリスト（土木）（別記-1）

(2) 建築工事又は建築設備工事 施工プロセスチェックリスト（建築・建築設備）（別記-2）

(3) プラント設備工事 施工プロセスチェックリスト（プラント設備）（別記-3）

(プロセスチェックの結果)

第4条 プロセスチェックの結果は、検査における基礎資料とするため、規則第41条に規定する検査を執行する場合、検査に立会する監督職員が確認のうえ、規則第38条に規定する検査員に提出するものとする。

2 プロセスチェックの結果は、明石市工事成績評定要領に規定する評定における基礎資料とする。

3 プロセスチェックの結果は、完成検査終了後、総務局財務室工事検査担当において保管するものとする。

4 前項に規定する、チェックリストの保管は、規則第39条第1号に規定する専任検査員が検査する検査を対象とし、それ以外のチェックリストは、工事主管課において保管するものとする。

(委任)

第5条 この要領に規定するもののほかプロセスチェックに必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年2月15日制定）

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約する工事については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月15日制定）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

検査関係書類とその提出期限に
関する取扱い基準

検査関係書類とその提出期限に関する取扱い基準

明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定。）第9条の規定に基づく検査関係書類（以下「書類」という。）及び提出期限について次のように定める。

第一 書類は次の各号に定めるものをいう。

- (1) 設計書（変更を含む）
- (2) 仕様書
- (3) 工事打合書
- (4) 実施工程表
- (5) 施工体制台帳・施工体系図
- (6) 安全関係書類
- (7) 建設廃棄物等処理関係書類
- (8) 各種届出書類
- (9) 施工プロセスチェックリスト
- (10) 材料使用承諾願・搬入報告書
- (11) 変更協議書
- (12) 施工計画書・施工図等
- (13) 各種試験結果報告書・施工報告書
- (14) 規格値、施工管理基準による資料
- (15) 出来形図・出来形数量総括表
- (16) 工事記録写真
- (17) 完成図
- (18) 工事検査担当課長（以下「検査担当課長」という。）が必要と認める書類

第二 書類の提出期限は、次に掲げる区分による。

- (1) 第一第1号及び第2号の書類は、契約締結後すみやかに提出する。
- (2) 第一第3号から第8号までの書類は、検査日の提出とする。
- (3) 第一第9号から第17号までの書類は、検査日の4日前の日（検査日から当該検査日の4日前の日までの間に明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する休日がある場合は、当該休日を除き、検査日の4日前となる日）の提出とする。
- (4) 第一第18号の書類は、検査担当課長が指定した日の提出とする。

第三 中間出来高検査等における書類及び提出期限を以下のように定める。

明石市契約規則（平成5年規則第10号）第41条に掲げる検査のうち、中間出来高検査、随時検査、及び手直し検査については、第一のうち検査担当課長が検査に必要と認める書類のみの提出とし、提出期限は第二各号の区分による。

附 則（平成28年2月15日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約する工事については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

・ 検査関係書類一覧表

提出時期		契約後(変更含)14日以内(注1)	内容変更後その都度	完成検査			中間出来高検査			随時検査			手直し検査				
				検査前月25日まで(注2)	検査日4日前まで(注3)	検査時	検査後7日以内	検査前月25日まで	検査日4日前まで(注3)	検査時	検査後7日以内	検査前月25日まで	検査日4日前まで(注3)	検査時	検査後7日以内	検査時	手直し完了時
様式	工事概要等(変更)通知書【様式第1号】	◎	◎														
	工事検査要請書【様式第2号】			◎			◎			◎							
	工事検査調書兼検査結果通知書【様式第6・7・8号】					◎ 6号				◎ 7号			◎ 8号				
	工事手直し等指示書【様式第10号】													◎			
	工事手直し等完了報告書【様式第11号】														◎		
	工事手直し等検査結果通知書【様式第12号】																◎
提出書類						◎	△			◎	△			△	△		
検査関係書類	(1) 設計書(変更を含)(設計図書)	契約後	事前提出書類	<p>* 契約後、速やかに提出してください。</p> <p>・ 左記関係書類は工事に整備すべき主なもので、これらにより施工の適否を検査します。</p> <p>・ 検査準備書類については、検査当日検査会場に準備して下さい。</p> <p>・ 事前提出書類については、所定の期日までに提出して下さい。</p> <p>・ 中間出来高などの検査時には、出来高確認に必要な該当書類(出来高検認調書等)を提出して下さい。</p> <p>・ (1)、(2)、(9)については主管課で作成の上提出して下さい。</p> <p>・ 工事検査担当課長が必要と認める場合は、事前提出書類以外にも提出を求める場合があります。</p>													
	(2) 仕様書(設計図書)																
	(3) 工事打合せ																
	(4) 実施工程表																
	(5) 施工体制台帳・施工体系図																
	(6) 安全関係書類																
	(7) 建設廃棄物等処理関係書類																
	(8) 各種届出書類																
	(9) 施工プロセスチェックリスト																
	(10) 材料使用承諾願・搬入報告書																
	(11) 変更協議書																
	(12) 施工計画書・施工図等																
	(13) 各種試験結果報告書・施工報告書																
	(14) 規格値・施工管理基準による資料(土木)																
	(15) 出来形図・出来形数量総括表(土木)																
	(16) 工事記録写真																
	(17) 完成図																

(凡例) ◎は事前提出書類。△は検査員の指示による追加分。

(注1) 初日算入

(注2) 3月は「検査前月25日まで」を「2月20日」とする。

(注3) 土日、祝日は除く

専任検査員への検査要請に
関する取扱い基準

専任検査員への検査要請に関する取扱い基準

明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定）第7条の規定に基づく工事検査担当課長が定める日を次のように定める。

- (1) 完成検査、中間出来高検査及び随時検査（以下「検査」という。）を行う日が属する月の前月25日とする。
- (2) 3月の検査については、前号にかかわらず、2月20日とする。
- (3) 前2号に定める日が明石市の休日を定める条例（平成3年条例第48条）第2条第1項に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日の平日とする。

附 則（平成28年2月15日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日制定）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日制定）

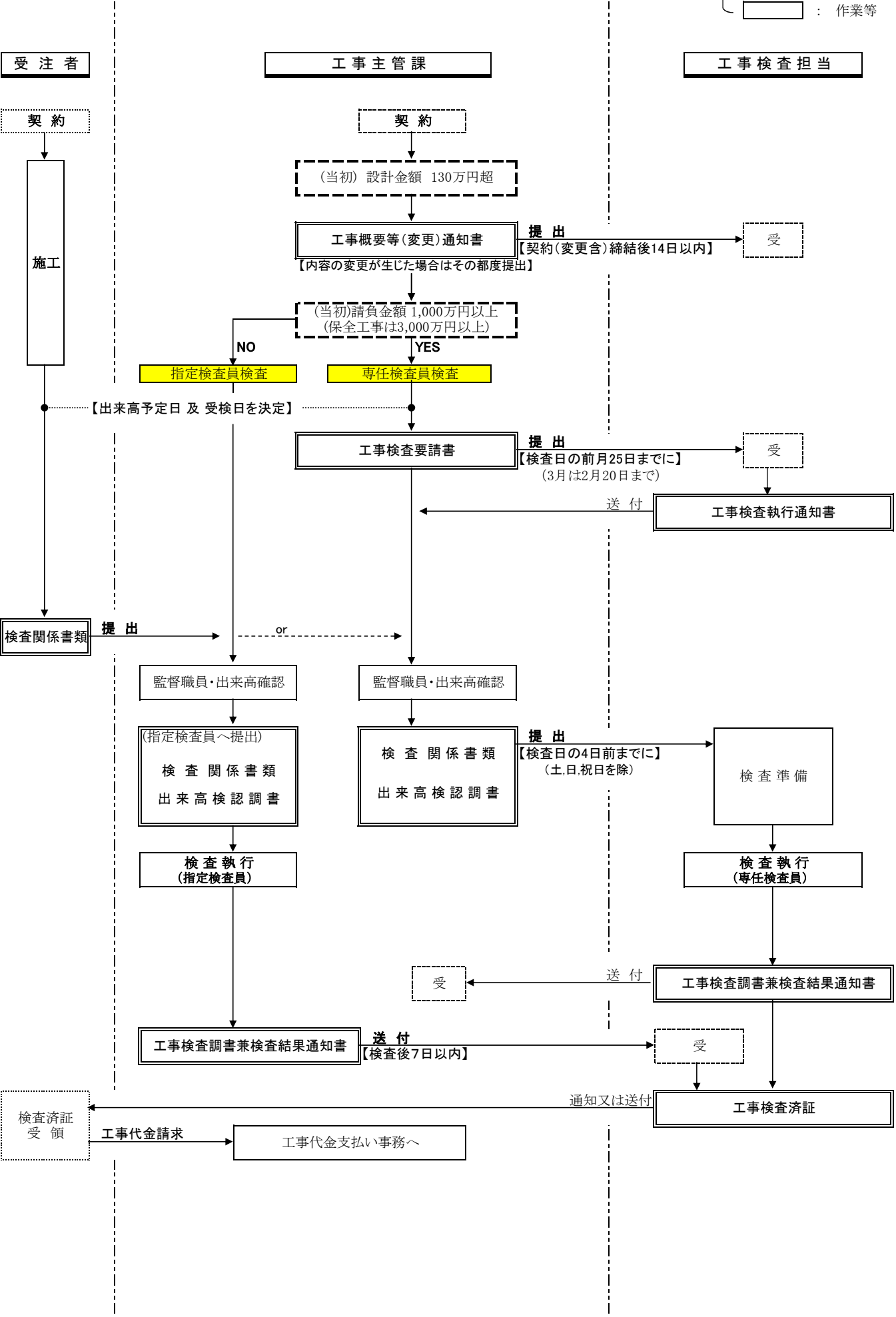
（施行期日）

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

工事検査事務フロー

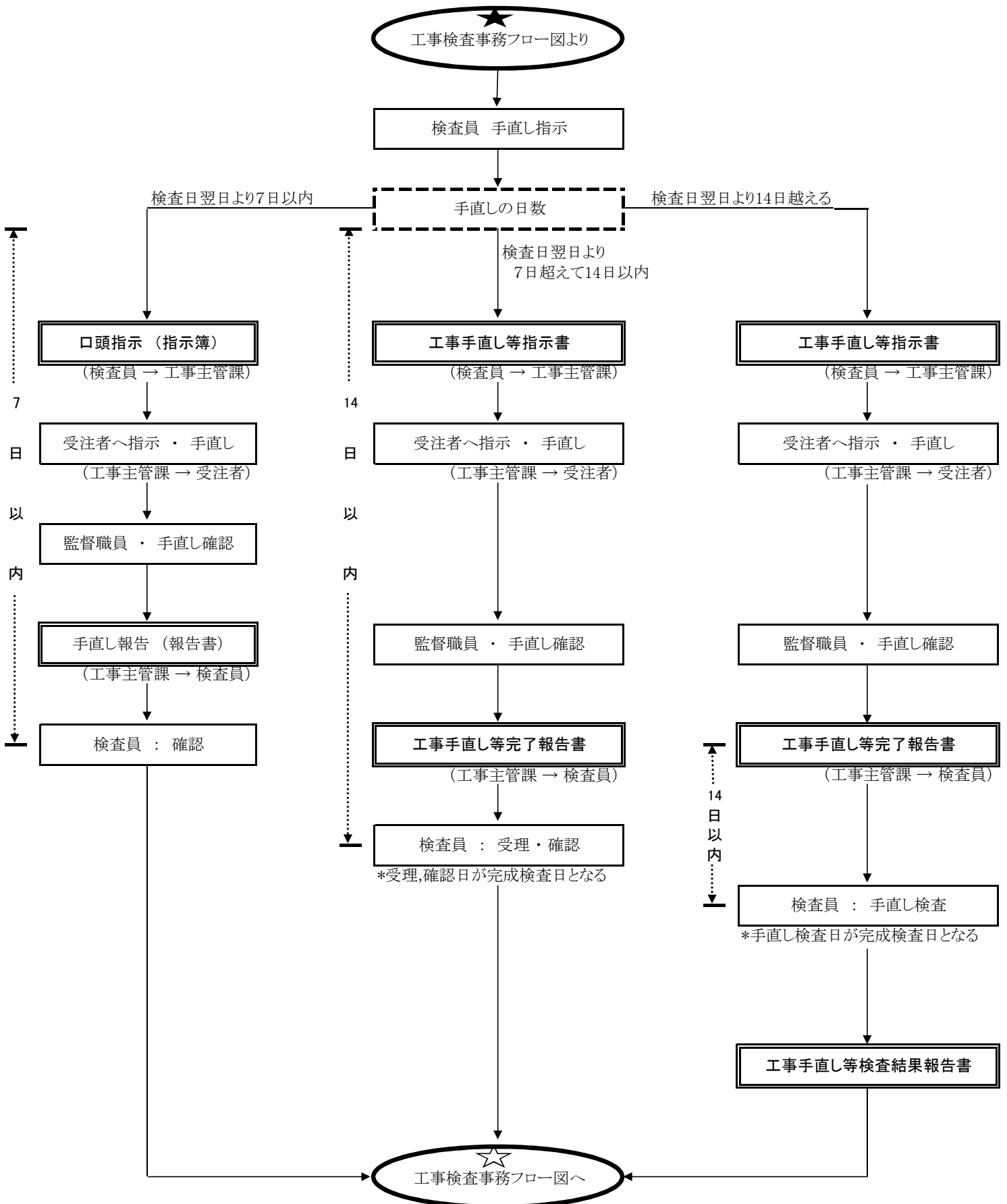
工事検査事務フロー図 (中間出来高検査)

- 凡例
- 条件 (Dashed border)
 - 書式等 (Solid border)
 - 作業等 (Solid border)



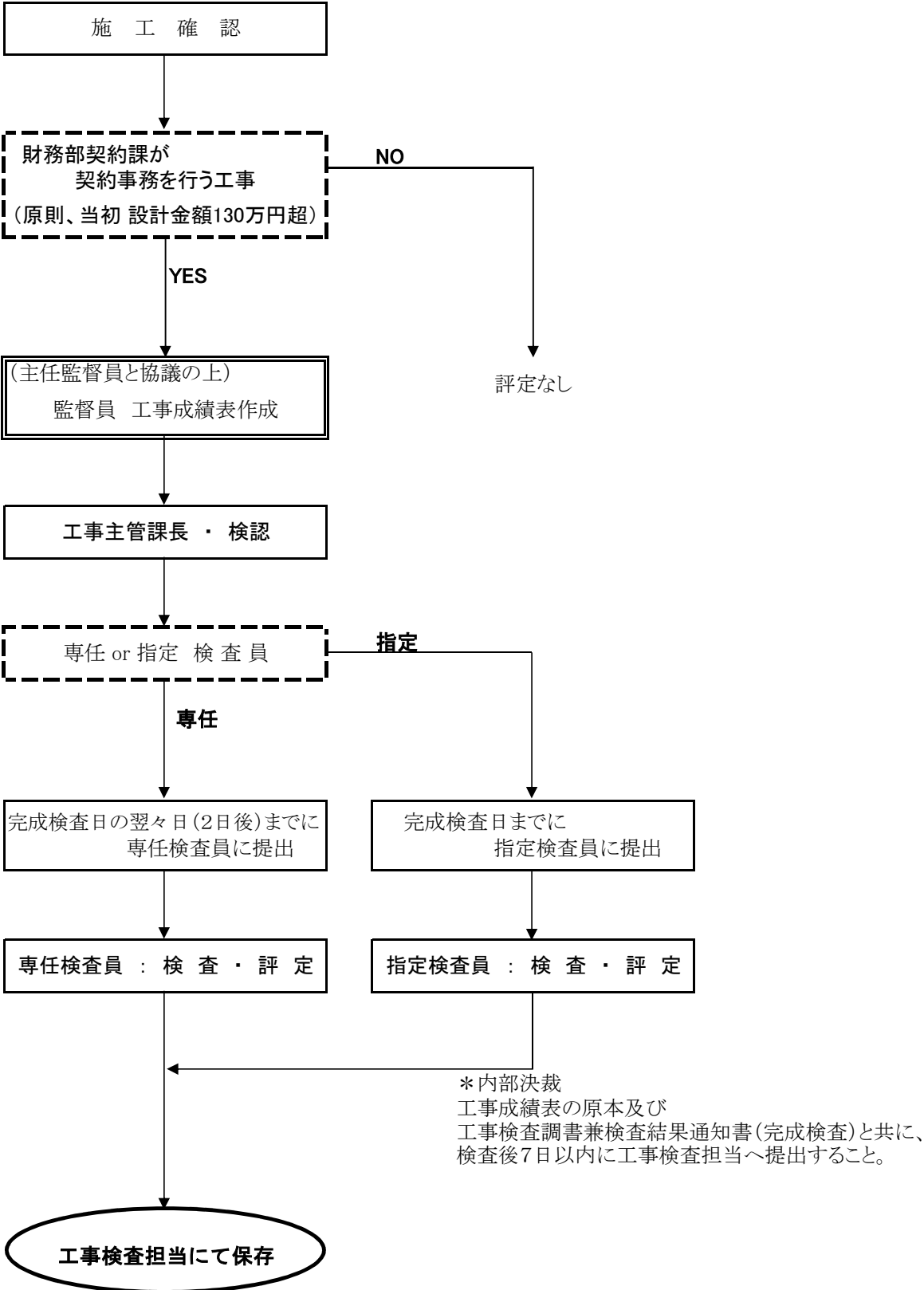
工事手直し事務フロー図

- 凡例
- : 条件
 - : 書式等
 - : 作業等



工 事 成 績 評 定 事 務 フ ロ ー 図

- 凡例
- : 条 件
 - : 書式等
 - : 作業等



工事検査 Q & A

***** 検 査 事 務 ・ Q & A *****

Q (1) 「契約工期」と、検査に要する期間との関係は？

A 「契約工期」には、検査に要する日数は含まれません。受注者が工事の施工を完了し、監督職員が完成の確認をした後、受注者から工事完成届が提出された日が、契約工期内であればよいのです。

なお、契約工期の末日ではなく、工事完成届が提出された日から起算して（当日を含む）14日以内が検査に要する期間です。（「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の取扱により初日参入）

ですから、年度末の工期については検査の期間、事務手続きを考慮しますと3月10日までが望ましい期限と思われます。これを超える工期設定をする場合は、発注前に必ず工事検査担当と協議を行ってください。この場合でも検査は翌年度にはできませんので、工事主管課として認識するとともに、受注者にもそのことを必ず通知してください。

例) 9月10日に工事完成届が提出 → 9月10日から9月23日の間に検査を実施します。

Q (2) 検査対象は、すべての工事ですか？

A 原則として、発注者が「明石市長」又は「明石市公営企業管理者」となって契約した請負工事だけです。ですから、組合施行によるものや、JRなどへの工事委託は該当しません。

Q (3) 専任検査員が行う検査は、請負金額が1,000万円以上の工事だけですか？

A 当初の請負金額1,000万円以上の工事のほかに、工事検査担当課長が特に必要と認めたものがあります。たとえば、契約の相手方の契約違反等により契約解除その他重要なことがあった時などです。

また、請負金額1,000万円以上の工事の関連工事（合併入札分及び随意契約分等）であれば、1,000万円未満でも合わせて専任検査員が検査を実施し、一括評定を行います。そのほか、低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした者で落札者となった者と契約した工事は全て対象となります。また、成績評定を実施しない保全工事は、請負金額3,000万円以上が対象です。

関連工事（合併入札分及び随意契約分等）における
専任検査員と指定検査員の検査区分

主管課	当初請負金額		検査員区分	
	工事A	工事B	工事A	工事B
同	1000万円以上	1000万円以上	専任	専任
	1000万円以上	1000万円未満	専任	専任
	1000万円未満	1000万円未満	指定	指定
異	1000万円以上	1000万円以上	専任	専任
	1000万円以上	1000万円未満	専任	指定
	1000万円未満	1000万円未満	指定	指定

Q (4) 工場での立会い検査はどうなるのですか？

A 通常は、監督職員の業務ですが、工場製作のみの発注の場合とか、完成前の部分払いのためであれば、検査対象となります。また、工場への交通費の負担及び出張命令の事務手続きが必要な場合は、工事主管課で実施していただくことになります。

Q (5) 随時検査は、いつ行うのですか？

A 随時検査の時期は、工事概要等（変更）通知書を工事検査担当に提出したときに、その工事毎に最適な時期を監督員と打合せの上、実施します。

Q (6) 検査要請は、いつまでに行うのですか？

A 専任検査員に検査を要請する場合は、検査を予定する日の属する月の前月25日までに提出してください。ただし、検査日が3月の場合は2月20日が提出期限になります。なお、検査が集中する時期等については、事前に工事検査担当より検査希望日の照会をさせていただく場合があります。

Q (7) 検査要請後、検査日を変更できますか？

A 検査日は他工事との日程調整を行ったうえで決定するため、原則として変更はできません。ただし、検査執行の通知を工事検査担当課長から受けた後に、やむを得ない理由により工事検査日を変更するときは、検査員に連絡のうえ、理由を明記して変更検査日の3日前までに「工事検査変更要請書」により工事検査担当課長に通知してください。

Q (8) 検査関係図書は、いつまでに工事検査課へ提出するのですか？

A 工事検査要綱第9条により、検査日の4日前（土日、祝祭日を除く。）までと定められています。特にこの期日が遅れますと、検査当日の書類検査に時間がかかる場合や当日の検査ができないこともありますので、期日の厳守をお願いします。

また、工事完成検査の要件として、受注者から『工事完成届』が提出されている必要があります。受注者が工事完成届を提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 設計図書に示す全ての工事が完成していること。
- (2) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
- (3) 記録写真、出来形・品質管理資料ほか工事関係図書の整理がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要のある工事では、最終変更契約が締結されていること。
(土木工事においては土木工事共通仕様書1-1-1-20参照)

Q (9) 検査当日は、どのような準備をすればよいのですか？

A 検査関係書類のうち、別紙「検査関係書類一覧表」に記載されている検査時準備書類を当日検査会場に準備してください。また、検査に必要な会場等についてもあわせて準備をお願いします。

Q (10) 「軽微な手直し等」とは、どのようなものですか？

A 検査後の措置において、工事検査担当課長が定める軽微な手直し等とは、7日以内に手直しが完了するものです。「口頭指示（指示簿）」により手直しを行い、報告書を検査日から7日以内に提出してください。その際の、完成検査日は、検査員の完成検査実施日のままです。7日を過ぎる場合は、「工事手直し等指示書」を発行し、14日以内に完了すれば「工事手直し等完了報告書」の受理日が完成検査日となり、それを超えると「工事手直し等完了報告書」の受理後に再検査を実施し、その検査日が完成検査日となります（工事手直し事務フロー図参照）。よって、工事の完成日は修補の完了となる完成検査日になり、1回目の完成検査日と修補の完了までの日数が当初完成日から契約工期までの日数を越えた場合はその分が遅延となります。

Q (11) 工事検査調書兼検査結果通知書は、どこへ送付するのですか？

A 検査員は検査終了後、合格と認めたときは検査調書兼検査結果通知書を7日以内に次のとおりに送付してください。

①専任検査員（1,000万円以上、3,000万円以上の保全工事）

→工事主管課長

②指定検査員（130万円超～1,000万円未満、3,000万円未満の保全工事）

→工事検査担当課長、工事主管課長

Q (12) 工事検査済証の通知は、全て工事検査担当課長が行うのですか？

A 工事検査済証の通知は、財務室が契約事務を行う工事（原則設計金額が130万円を超える工事＝工事概要通知書を工事検査担当に提出した工事）については工事検査担当課長が通知を行います。それ以外のものにあつては工事主管課において「工事検査済証」を発行して通知して下さい。

Q (13) 指定検査時において、該当工種を担当する専門の指定検査員がいませんか？

A 指定検査時において、専門の検査員がいない場合は、同じ室内の他の課の該当工種を担当する指定検査員に検査を依頼してください。それでもいない場合は専任検査員が検査を行いますので、工事概要通知書の提出時に工事検査担当と協議してください。協議により専任検査員が検査を行うことが決定した場合は、受注者にもその旨を工期当初に通知してください。以降の事務処理は通常の特任検査員工事と同様です。

Q (14) 各様式のデータはダウンロードできますか？

A desknet's NEO(デスクネット 材)の「文書管理」⇒「共通様式」⇒「工事検査担当」からダウンロードできます。

Q (15) 専任検査工事の場合に工事検査課に提出する設計図書には何が含まれますか？

A 図面・仕様書等、入札時に受注者が入手できるすべての書類を提出してください。共通仕様書・代価表等は工種により入札時の添付書類が異なりますが、原則として受注者が入手可能なすべての書類を提出してください。
なお、提出はデータではなく、紙に印刷したものとしてください。

Q (16) 合併入札案件等で、一括評定を行う場合はどのような場合ですか？

A 合併入札等で複数の工事において、一括評定・個別評定の区分は原則として下記の表に基づいて行ってください。なお、詳細については工事概要通知書の提出時に工事検査担当と協議してください。

タイプ	主管課	工種	工期	場所	検査工種	評定	品質評価点
1	同	同	同	同	同	一括	平均
2	異	同	同	同	同	個別	個別
3	同	異	同	同	同	一括	個別
4	同	同	異	同	同	個別	個別
5	同	同	同	異	同	個別	個別
6	同	同	同	同	異	個別	個別

※工種：土木・建築・設備の各単独及びその組み合わせの計7種類

検査工種：主たる工種（＝工事成績表を使用する工種）であり、土木・建築・設備の3種類

品質評価点：財務室で定めている入札に関する点数
（表の見方）

全て同じであれば、タイプ1となる。1つ以上異なる場合は、表の上部から順に確認する。

例①：主管課のみ異なる場合と主管課と場所が異なる場合はどちらもタイプ2
（主管課が異なれば、他の項目は異なっても同じであってもすべてタイプ2となる）

例②：工種のみ異なる場合と工種・工期・検査工種が異なる場合はどちらもタイプ3
（工種が異なれば、他の項目は異なっても同じであってもすべてタイプ3となる）

Q (17) 全ての工事について施工プロセスチェックリストを工事検査担当に提出するのですか？

A 財務室にて入札を行う工事については、すべての工事で施工プロセスチェックリストに基づくチェックの実施の対象となっています。

しかし、工事検査担当へ事前提出書類として施工プロセスチェックリストを提出していただくのは、専任検査員の行う工事についてのみです。

Q (18) 施工プロセスチェックリストは非公開ですか？

A 工事検査担当のホームページで公開しますので、非公開ではありません。

Q (19) 施工プロセスチェックリストの提出はいつどのようにすればいいのですか？

A 提出時期については、検査日の4日前（土日、祝祭日を除く。）までに別紙「検査関係書類一覧表」に記載されている事前提出書類とあわせて工事検査担当へ提出してください。

提出方法については、施工プロセスチェックリストには押印欄がありませんので、電子メールによる電子データでも印刷されたものでも、どちらでも構いません。

明石市工事成績評定委員会設置要綱

(本文のみ)

明石市工事成績評定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市契約規則（平成5年規則第10号）第46条第1項（明石市水道事業契約規程（平成21年水道事業管理規定第13号）第2条の規定により準用する場合を含む。）の規定による市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）が発注する建設工事の工事成績評定について内容の公正を確保するため、明石市工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の構成及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 明石市工事成績評定点説明事務処理要綱（平成16年6月25日制定）第4条（明石市水道部工事成績評定点説明事務処理要綱（平成17年7月1日制定）第2条の規定により準用する場合を含む。）に規定する再説明の申出に対して回答すること。

(2) 成績評定の運用に係る事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、財務室を所管する部長（当該部長を置かない場合にあつては総務局長）の職にあるものをもってこれに充てる。

3 委員は、次の各号に掲げるものをもってこれに充て、又は委嘱する。

(1) 道路部長(当該部長を置かない場合にあつては道路安全室長。以下同じ。)

又は当該室の室長、課長若しくは担当課長から道路部長が指定する者

(2) 住宅・建築室長又は当該室の課長若しくは担当課長から住宅・建築室長が指定する者

(3) 下水道部長(当該部長を置かない場合にあつては下水道室長。以下同じ。)

又は当該室の室長、課長若しくは担当課長から下水道部長が指定する者

(4) 水道局次長又は当該局の課長若しくは担当課長から水道局次長が指定する者

(5) 学識経験者等

(6) 前各号に掲げるものの他、会長が指定する者

(学識経験者等の任期)

第4条 前条第3項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は非常勤とする。

3 第1項の委員は、再任されることができる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局財務室工事検査担当が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成16年6月25日制定)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月15日改正)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (平成19年4月19日改正)

この要綱は、制定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月15日改正)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和元年3月12日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

明石市工事成績評定点説明
事務処理要綱（本文のみ）

明石市工事成績評定点説明事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定）第15条の規定による工事成績の評定点に関する説明及び再説明の申出の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(説明の申出)

第2条 評定点の通知を受けた受注者は、書面により工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「工事検査担当課長」という。）（工事検査担当課長を置かない場合にあつては、財務室長。以下同じ。）に評定点についての説明を申し出ることができる。

2 説明の申出は、評定点の通知を受けた日の翌日から起算して5日（明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。））を含まない。）以内に、工事成績評定点についての説明申出書（様式第1号）により、工事検査担当課長に対して行うものとする。

3 前項の書面には、説明の申出者（以下「申出者」という。）の住所、氏名、申出の対象となる工事の概要及び説明の申出内容について記載するものとする。

(説明の申出への回答)

第3条 工事検査担当課長は、前条第1項の説明の申出があつた場合は、工事成績評定点についての説明申出への回答書（様式第2号）により、申出があつた日の翌日から2日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

(再説明の申出)

第4条 申出者は、前条の規定による回答について不服がある場合、市長に再説明を申し出ることができる。

2 再説明の申出は、前条の規定による回答を受けた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、工事成績評定点についての再説明申出書（様式第3号）により、市長に対して行うものとする。

3 前項の書面には、再説明の申出者（以下「再申出者」という。）の住所、氏名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。

(委員会への審議の依頼)

第5条 市長は、前条第1項の再説明の申出があつた場合は、速やかに、明石市工事成績評定委員会設置要綱（平成16年6月25日制定）により設置された明石市工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(委員会の審議)

第6条 委員会は、説明申出書、説明申出への回答書、再説明申出書、完成検査時に再申出者から提出された書類及び次条で定める委員会の調査の結果に基づき、再説明申出書に記載のある事項について審議を行う。

2 委員会は、迅速な審議が行われるように努めるものとする。

(委員会の調査)

第7条 委員会は、前条第1項に掲げる当事者から提出された資料について確認、精査等の必要が生じた場合は、現地調査その他の必要な調査を行うことができる。

2 委員会は、必要に応じ、再申出者又は市長に意見を求めることができる。

(意見陳述)

第8条 再申出者及び市長は、委員会の審議の冒頭で意見陳述を行うことができるものとする。

(報告)

第9条 委員会は、再説明の申出に係る審議の終了後、意見書を作成し、再説明の申出があった日から40日(休日を含む。)以内に、市長に報告を行うものとする。

(再説明の申出への回答)

第10条 市長は、委員会の審議の結果を尊重した上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、その結果を工事成績評定点についての再説明申出への回答書(様式第4号)により、再申出者に回答するものとする。この場合において、再申出を認めなかったときにあってはその理由を、再申出を認めたときにあっては市長が講じようとする措置の概要を再申出者に対し明らかにするものとする。

(再説明の申出の却下)

第11条 市長は、申出期間内に行われなかった再説明の申出については、委員会の審議を経ないで却下することができる。

(再説明の申出の処理結果の公表)

第12条 市長は、再申出者に対し、再説明について回答を行ったときは、工事成績評定点についての再説明申出への回答書及び工事成績評定点についての再説明申出書を閲覧により速やかに公表するものとする。

附 則(平成16年6月25日制定)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日制定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和２年１２月２４日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（令和５年３月１５日制定）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。